

平成 1 9 年 3 月 2 日開会
平成 1 9 年 3 月 2 6 日閉会

平成 1 9 年 3 月
第 1 回 定例会 会議録
(第 1 日 3 月 2 日)

小豆島町議会

平成 1 9 年 第 1 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 6 号

平成 1 9 年第 1 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 1 9 年 2 月 2 6 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

1 . 期 日 平成 1 9 年 3 月 2 日 (金)

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 1 9 年 3 月 2 日 (金曜日) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 1 9 年 3 月 2 6 日 (月曜日) 午後 2 時 3 3 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	3月2日 (第1日)	3月8日 (第2日)	3月9日 (第3日)	3月26日 (第4日)
1	秋 長 正 幸				
2	藤 本 傳 夫				
3	森 口 久 士				
4	森 崇				
5	谷 清				
6	新 名 教 男				
7	安 井 信 之				
8	井 上 喜 代 文				
9	山 中 彰				
10	植 松 勝 太 郎				
11	渡 辺 慧				
12	新 茶 善 昭				
13	藤 井 源 詞				
14	村 上 久 美				
15	鍋 谷 真 由 美				
16	中 江 正				
17	浜 口 勇				
18	中 村 勝 利				

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	第3日	第4日
町 長	坂 下 一 朗				
副 町 長	吉 岡 忠 昭				
教 育 長	明 田 隆 雄				
総 務 課 長	竹 内 章 介				
企 画 財 政 課 長	石 田 良 行				
内 海 統 括 室 長	八 代 豊				
税 務 課 長	三 木 忠 臣				
住 民 福 祉 課 長	秋 長 邦 広				
健 康 増 進 課 長	谷 本 広 志				
環 境 衛 生 課 長	石 井 富 男				
商 工 観 光 課 長	真 渡 健				
農 林 水 産 課 長	岡 本 安 司				
建 設 課 長	池 上 恵				
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治				
池田総合窓口センター所長	平 間 繁 夫				
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志				
社 会 教 育 課 長	岡 野 俊 昭				
水 道 課 長	堀 田 俊 二				
介護老人保健施設事務長	岡 田 弘 彦				
病 院 事 務 長	松 下 智				
出 納 室 主 幹	高 橋 龍 司				

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 山 本 芳 嗣

議事日程

別 紙 の と お り

成 1 9 年 第 1 回 小 豆 島 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 1 9 年 3 月 2 日 (金) 午 前 9 時 3 0 分 開 議

- 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て
- 第 2 会 期 の 決 定 に つ い て
- 第 3 所 管 事 務 調 査 報 告 に つ い て
- 第 4 町 長 施 政 方 針
- 第 5 報 告 第 1 号 . 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て (町 長 提 出)
- 第 6 議 案 第 1 号 . 専 決 処 分 の 承 認 に つ い て (町 長 提 出)
- 第 7 議 案 第 2 号 . 小 豆 島 町 立 学 校 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て (町 長 提 出)
- 第 8 議 案 第 3 号 . 小 豆 地 区 広 域 行 政 事 務 組 合 の 共 同 処 理 す る 事 務 の 変 更 及 び 小 豆 地 区 広 域 行 政 事 務 組 合 規 約 の 一 部 変 更 に つ い て (町 長 提 出)
- 第 9 議 案 第 4 号 . 小 豆 地 区 広 域 行 政 事 務 組 合 の 共 同 処 理 す る 事 務 の 変 更 に 伴 う 財 産 処 分 に つ い て (町 長 提 出)
- 第 10 議 案 第 5 号 . 土 庄 町 小 豆 島 町 環 境 衛 生 組 合 規 約 の 一 部 変 更 に つ い て (町 長 提 出)
- 第 11 議 案 第 6 号 . 伝 法 川 防 災 溜 池 事 業 組 合 規 約 の 一 部 変 更 に つ い て (町 長 提 出)
- 第 12 議 案 第 7 号 . 平 成 1 8 年 度 小 豆 島 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号) (町 長 提 出)
- 第 13 議 案 第 8 号 . 内 海 中 学 校 校 舎 建 設 電 気 設 備 工 事 請 負 契 約 に つ い て (町 長 提 出)
- 第 14 選 挙 第 1 号 . 香 川 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 員 の 選 挙 に つ い て (議 長 提 出)

- 第15 知事提出議案第1号 小豆島町財産区議会設置条例について (町長提出)
- 第16 議案第9号 . 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (町長提出)
- 第17 議案第10号 . 小豆島町副町長定数条例について (町長提出)
- 第18 議案第11号 . 小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について (町長提出)
- 第19 議案第12号 . 小豆島町放置自動車の処理に関する条例について (町長提出)
- 第20 議案第13号 . 小豆島町中小企業融資条例の全部を改正する条例について (町長提出)
- 第21 議案第14号 . 小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第22 議案第15号 . 小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第23 議案第16号 . 小豆島町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第24 議案第17号 . 小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第25 議案第18号 . 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更について (町長提出)
- 第26 議案第19号 . 町道路線の認定について (町長提出)
- 第27 議案第20号 . 平成19年度小豆島町一般会計予算 (町長提出)
- 第28 議案第21号 . 平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第29 議案第22号 . 平成19年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算 (町長提出)
- 第30 議案第23号 . 平成19年度小豆島町老人保健事業特別会計予算 (町長提出)
- 第31 議案第24号 . 平成19年度小豆島町介護保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第32 議案第25号 . 平成19年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算 (町長提出)

- 第33 議案第26号 . 平成19年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算 (町長提出)
- 第34 議案第27号 . 平成19年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算 (町長提出)
- 第35 議案第28号 . 平成19年度小豆島町水道事業会計予算 (町長提出)
- 第36 議案第29号 . 平成19年度小豆島町病院事業会計予算 (町長提出)
- 第37 議案第30号 . 平成19年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算 (町長提出)
- 第38 発議第1号 . 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について (議員提出)
- 第39 発議第2号 . 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について (議員提出)

開会 午前9時30分

議長（中村勝利君） おはようございます。

本日は、何かとご多忙のところをご参集くださいますありがとうございます。

平成19年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように、平成19年度における町行政の基本であります町長の施政方針を初め、当初予算、条例改正など重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定しておりますので、十分ご審議くださいますようお願いいたします。

なお、今期定例会の議事日程等につきましては、去る2月23日開催の議会運営委員会において、お手元に配付のとおり決まりましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、去る2月21日に開催されました香川県町村議会議長会定期総会におきまして、全国町村議会議長会の表彰規程に基づく自治功労表彰が行われましたので、ただいまから表彰伝達式を行います。

議会事務局長（山本芳嗣君） それでは、受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

中村勝利議長殿。鍋谷真由美議員殿。

副議長（秋長正幸君）

表彰状

香川県小豆島町議会議長 中村勝利殿

あなたは、多年、議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成19年2月6日

全国町村議会議長会会長 川股博

（拍手）

表彰状

香川県小豆島町議会議員 鍋谷真由美殿

以下、同文につき省略させていただきます。おめでとうございます。

（拍手）

議長（中村勝利君） 受賞者の鍋谷議員、おめでとうございます。

以上で表彰伝達式を終わります。

次に、町長から今期議会招集のごあいさつがあります。

町長。

町長（坂下一朗君） 本日、小豆島町議会3月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

我が国の経済情勢は、戦後最長であったいざなぎ景気を超えたと言われておりますが、地域経済が好転してきたという感触がありません。地域間格差が広がり、地域経済構造の問題点もあらわれてきております。また、少子化の波は急激に襲ってきており、地域活力の低下が懸念され、社会資本の再整備を迎えるというときでもあり、早急な対応策が必要な時期に来ていると感じております。

そのような社会経済情勢により、小豆島町は合併1年目の目標である旧内海町と旧池田町の融和から、いよいよ小豆島町としての地域活性化への道を進むべき2年目を迎えようとしております。議員の皆さん、町の職員、住民の皆さん、すべての英知と汗を結集しなければ、この難しい時代背景の中で生き残っていくことができないと思います。

本定例会は、平成19年度の予算を決定する大事な議会でありますとともに、地方自治法の改正に伴います条例改正を含めた条例案件が11件、その他の案件も含めまして30件の議案の審議をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（中村勝利君） ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、本日の平成19年第1回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時36分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告事項であります。12月22日以降2月末日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの出納例月検査執行状況報告書2件並びに総務、教育民生、建設経済常任委員会視察研修報告は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、9番山中彰議員、14番村上久美議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本会議は本日と8日及び9日並びに26日とし、会期は本日から26日までの25日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から26日までの25日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 所管事務調査報告について

議長（中村勝利君） 次に、日程第3、所管事務調査報告についてを議題といたします。

平成18年第3回定例会において、各委員会から閉会中の継続調査について申し出がありました。本件に関し、閉会中に委員会を開催し、調査された案件について、会議規則第76条の規定により、各委員会委員長から報告をお願いします。

初めに、教育民生常任委員会で調査された案件について、委員長の報告を求めます。

安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

教育民生常任委員会委員長安井信之。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、会議規則第76条の規定により、調査の結果を次のとおり報告します。

記。

1. 委員会開催年月日。平成19年2月8日。

2. 調査案件。「あすなるの家の運営補助について」「小学校舎耐震診断結果と対応について」「小学校統合問題について」

3. 調査の経過。助役、教育長、担当課職員の出席を求め、各委員より質疑、意見を求めた。

4. 調査の結果。

1、あすなるの家の運営補助について住民福祉課から内容説明を受けた後、次のような意見がありました。

制度改正の中、あすなるの家全体で考え、個人にできるだけ負担をかけないように努められたい。

担当課としてあすなるの家と協議の上、早々に体制づくりを協議されたい。

2、小学校舎耐震診断結果と対応、小学校統合問題について学校教育課から内容説明を受けた後、次のような意見がありました。

施設整備に関しては、次期諮問委員会を設置するとのことだが、委員の人選は地域の意向が反映されるよう願いたい。

旧町の策定委員会の答申をもとに協議されたい。

内海地区の3幼稚園に関しても、保護者のニーズに沿った形で、小学校も含めて検討を願いたい。

小学校の統合において、一たん複式学級にすると授業内容を変えてしまい、普通学級に戻すには子供に負担となり、時間がかかる。できるだけ複式学級は回避してもらいたい。

跡地を検討するに当たり、担当課だけで考えるのではなく、町全体の計画の中で検討を願いたい。

以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、内海ダム特別委員会で調査された案件について、委員長の報告を求めます。

秋長委員長。

内海ダム特別委員長（秋長正幸君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

内海ダム特別委員会委員長秋長正幸。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、会議規則第76条の規定により、調査の結果を

次のとおり報告します。

記。

1．委員会開催年月日。平成19年2月19日。

2．調査案件。「内海ダム再開発事業の進捗状況について」「景観検討委員会について」

3．調査の経過。町長、担当課職員の出席を求め、各委員より質疑、意見を求めた。

4．調査の結果。次のような質疑、意見がありました。

配分されている予算は予定どおり執行されているのか。

繰り越しをしなくてはならない予算もありますが、ほぼ予定どおり進捗しています。用地買収は、18年度末にはおおむね95%の完了予定、工事は用地買収の完了した箇所から進めており、現在3カ所で工事を行っております。

ダム下流に土を盛って環境整備を図る計画のようだが、どこの土を持ち込むのか。また、安全面から心配はないか。

法面の勾配を緩やかにすることや設計段階で十分検討し、安全性を確保します。ダム事業から出る建設残土が約37万トンの予定ですので、荒神地区やダム下流等で処分する予定です。

中心となる工事部分が、用地買収の遅れや立木トラスト等の影響を受け支障を来してはいないか。また、盛土した部分の緑化は、美観が損なわれないように専門家の意見を聞き、取り組んでほしい。

主体工事に支障を来すところはありませんが、県道工事箇所の一部とダム湖にあります。

切土跡は連続繊維補強土工法を採用するようだが、これにこだわることなく、安全性を重視してほしい。また、堰堤下流の盛土が流出しないよう排水対策を十分に考慮してほしい。

道路工事3カ所の施工延長は。

町道第1工区は約180メートル、県道第1工区は約110メートル、県道第2工区は約170メートルです。

以下、内海ダム景観検討委員会委員の谷議員から、委員会審議の決定事項と主な意見について報告がありました。

審議決定事項。

- 1、委員会の会議は原則として公開とする。
- 2、主要構造物（ダム本体、道路法面等）の細部デザインについて、基本的に了承する。
- 3、ダム下流150メートルの盛土配置案については基本的に了承するが、具体的な造成計画は、周辺整備計画の規模を考慮して検討を進める。
- 4、周辺環境整備の基本計画については、委員会提示の施設計画案をもとに地元対策協議会等で議論する。また、対策協議会の部会活動を継続して行うよう希望する。

主な意見。

- 1、道路法面の緑化は、根の張りやすい木、保水性の高い木などの生育基盤として配慮し、連続繊維補強土工法によることが望ましい。
- 2、施設整備については、地元住民が多目的で長期的に利用できるよう、観光客との利用区分を検討することが望ましい。
- 3、中尾根の残し方については、緑化手法、樹種及び維持管理が容易にできることを考慮してほしい。

以上、報告します。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務の調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 町長施政方針

議長（中村勝利君） 次、日程第4、町長施政方針を議題とします。

町長から平成19年度の施政方針をお伺いします。

町長。

町長（坂下一朗君） 平成19年3月議会定例会の開催に臨みまして、今後の町政運営について私の所信の一端を述べますとともに、平成19年度の施策につきましてご説明を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

〔以下別紙のとおり省略〕

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（坂下一朗君） 施政方針を続投いたします。

〔以下別紙のとおり省略〕

議長（中村勝利君） ただいま町長から平成19年度の施政に関する所信要旨が述べられました。これに対する質問は3月9日に行います。

暫時休憩します。再開、11時ちょうど。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第5、報告第1号専決処分の報告についての報告を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

平成18年9月19日開催の小豆島町議会第2回定例会におきまして、議決をいただきました改良住宅改善事業にかかわる工事請負契約につきまして、変更契約の必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同条第2項の規定により報告をするものであります。

報告内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 報告第1号専決処分についてご説明を申し上げます。

本工事、橘地区改良住宅B、C棟、耐震並びに外壁改修工事の契約につきましては、町長の報告にありましたように、本年度9月定例議会において議決をいただき、株式会社佐

伯建設四国支店と、議案書 2 ページ、3、契約の金額、変更前としての記載のとおり 5,649 万円で請負契約を締結しておりましたが、工事内容の変更に伴い 141 万 2,250 円の増額変更契約を行う必要が生じたものであります。

工事の変更内容につきましては、C 棟 1 階のピロティー部分の耐震補強面積が、掘削後、基礎の位置、地中張りでありますけれども、当初の設計と異なっていたため、1.8 平方メートルの増となったこと。B、C 棟の外壁の爆裂等の改修箇所が当初の目視によるものでありますので、足場を組み、ハンマー等で確認した結果、改修箇所が 429 力所から 651 力所、222 力所の増となったものであります。

以上のことから、141 万 2,250 円の増額をし、契約金額変更後 5,790 万 2,250 円とし、平成 18 年度 12 月 25 日付で町長専決処分としたものでございます。

以上、簡単であります。改良住宅等改善事業にかかわる工事請負変更契約の専決処分の報告について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（中村勝利君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第 6 議案第 1 号 専決処分の承認について

議長（中村勝利君） 次に、日程第 6、議案第 1 号専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第 1 号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

香川縣市町総合事務組合理約の一部を変更に関し、構成市町の議会議決の必要が生じたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、小豆島町長が専決処分を行ったものでございます。

このことにつきまして、同条第 3 項の規定により、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第1号で承認をお願いいたしております香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてご説明をいたします。

変更内容につきましては、滝宮財産区の加入と粉所地区財産区を粉所財産区とする名称変更並びに消防組織法、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関する法律の一部改正による条ずれの整理を行ったものでございます。

12月22日に専決処分をいたしたものでございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第2号 小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次に、日程第7、議案第2号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第2号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

平成19年4月1日から西村幼稚園と草壁幼稚園を統合するのに伴いまして、西村幼稚園



を廃園いたし、統合した幼稚園の名称を星城幼稚園とするため、本条例を改正しようとするものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 議案第2号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

町長の提案理由にありましたように、本年4月から西村、草壁、両幼稚園を統合し、新たに星城幼稚園として園運営を行うこととしたため、本条例の一部を改正するものでございます。

両幼稚園の統合につきましては、旧内海町が策定をいたしました学校等施設適正配置基本方針及び実施計画に基づきまして協議を進めてまいりました。協議は、主に統合となる西村地区との協議を重ねてまいったわけですけれども、地区住民を代表する幼稚園統合対策協議会委員と西村幼稚園の保護者との間で、統合そのものについての協議、それから統合に伴います地元自治会、また保護者の要望事項等について協議を進めてまいりました。

統合に関する話し合いにつきましては、統合対策協議会を中心に行ってまいりましたが、この対策協議会を9回持ったほか、地元有識者とで2回、全保護者あるいは正・副会長さんとの間で7回、あとは会長とお話し合いを何度か持ったわけでございます。協議当初は、幼稚園がなくなる地区としての寂しさや保護者としての不安などいろいろなお意見がございましたが、最終的には、少人数で固定化された教育環境よりも、できるだけ多くの子供たちの中で、競い合う力や協調する気持ちをはぐくむことのできる環境ということでご選択をいただいたわけでございます。

また、草壁地区との協議といたしましては、自治会のほかに、新年度に入園される園児の親御さんを含めました保護者の皆さんに対してそれぞれ説明を申し上げ、ご理解をいただいているところでございます。

学校条例の一部改正につきましては、議案書6ページの新旧対照表のとおり、本条例の第4条第1項の表から「小豆島町立西村幼稚園」の項を削除いたしまして、「小豆島町立草壁幼稚園」を「小豆島町立星城幼稚園」に改めようとするものでございます。

施行は、本年4月1日からということでございます。

また、先般開催されました第9回の統合対策協議会で、地元自治会また保護者から出さ

れました要望事項に対する町の考えをご説明をし、統合について最終的な合意をいただいたところでございます。今議会でご承認が得られましたなら、最後の対策協議会を開催をいたしまして、協議会委員の立ち会いのもとに、西村自治会との間で約定書を取り交わすこととなります。

なお、このたびの統合をもちまして、旧町から引き継ぎました教育施設の再編整備計画のうち、保育所、幼稚園の再編を計画どおり終えることとなります。

以上、簡単ではありますが、議案第2号のご説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番森議員。

4番（森 崇君） やむを得ないこととは思いますが、しかし、いろいろ考えますと、人数の少ないところといいますが、庁舎までも集中した場所は、そこへ集まってくる格好になるんだろうと思うんですけど、地域社会と子供たちのつながりといいますが、小学校もそうなんですけど、そういうことから考えますと、単に人数の多いところへ行くといい人間ができるというだけではなくて、地域社会とのつながりってのも随分考慮する必要があるんじゃないかな、これに反対ということじゃなくて。そういった意味で、条件の話も出たかなと思いますし、送迎についてはどのような格好になるのかお聞きしたいと思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 統合に関する話を進める中で、やはり保護者の皆さん方は、登降園の安全確保というのがまず第一に言われました。今予定をしておりますのは、現在坂手と苗羽幼稚園の統合に際しまして整備をいたしました幼児専用車を、実はこの坂手の子供たち数が少なくなってまいりまして、来年2名の入園です。ですので、現在整備の専用の自動車は12人の乗車定員となっておりますので、その幼児専用車を西村の園児のためにということで、そこで使用する予定としております。

坂手の園児につきましては、タクシーの送迎ということに切りかえる予定としてございます。

以上です。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 今の状態で、西村地区としては渋々ながら合併ということについては、まだ了承の判は押ししておりませんが、多分粛々といくとは思いますが、西村地区として、また園児を持っておるPTAとしても、喜んでということではないということをごさう方には知っておっていただきたいと。そのためには、まだまだ要望が教育委員会の方へ出しておるとお思います。園名については西村地区の要望を草壁地区も受け入れていただいたということについては、大変感謝はしております。しかしながら、園歌、園の歌ですね、園歌いうんは、妙な演歌と違います。幼稚園の園と歌です、園歌。その他PTAから出されておる要望については、できるだけ要望に沿うように、協定までをお願いをしたいとお思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 園歌ですけれども、園歌につきましても、再三保護者の方と話をさせていただいております。当然、草壁の現在の幼稚園の保護者とも話をさせていただいておりますけれども、現在草壁の幼稚園が使っております園歌は、正式と申しますか、草壁幼稚園の園歌ではなくて、だれがつくったものかもわからない、雑誌に載っておったものを歌詞の中に草壁幼稚園という園名を入れた園歌ということになってございます。ですので、西村、草壁、両幼稚園の保護者と話の中で、できれば草壁それから西村の様子が入った歌詞のものにしたいというふうにご提案をしておりますし、保護者もそれで了解をいただいております。ただ、どういう形で歌詞を募集するのか、だれに作曲をしてもらうのかと、今のところ具体的には決めておりませんが、できるだけ早い時期にそういう園歌についてもつくっていききたいというふうにご考えております。

それから、自治会との協定書の中に盛り込まれております事項の中には、具体的に保護者との細かい話し合いの事項までは盛り込まれておりませんが、ですけれども、おおむね保護者の方が要望された事項については、要望どおりということでごやっていきたいというふうにご思っております。

以上、よろしくご理解いただきたいとお思います。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） ちょっと私、疑問に思うところがあるんですが、教育問題に関しての答弁で、教育行政のトップである教育長が答えるべきだと思うんですが、いつも課長が答弁されてる。これについて教育長はどうお考えになつとるか、ご意見伺えたら。

以上です。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 私の考えてることと、それから課長の考えてることとは同じでございます。いろんなことをお話しするときに、課長が私が話せるというようなことをよく言うわけですが、答弁の仕方等について、皆様にご理解を得られないような答弁をした場合に困るということで、課長の方から答弁をしてるということでございます。

課長の答弁につきましては、すべて私と同じ答弁になるよう心がけておりますので、ご了解いただいたらと思います。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） それは、攻守は違っております。教育行政のトップ……。

議長（中村勝利君） 新名議員、この議案は学校条例の一部を改正する条例についてやっておりますので、その辺はよろしく……。

（6番新名教男君「はい、わかりました。はい、失礼しました」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第3号 小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合同規約の一部変更について

議長（中村勝利君） 次に、日程第8、議案第3号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合同規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第3号小豆地区広域行政事務組合の共同処理事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合同規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆地区広域行政事務組合で共同処理する事務からと畜場の設置及び管理運営に関する事務を外すこと、及び障害者自立支援法に基づく介護給付などの支給に関する審査会の設置及び運営管理に関する事務を新たに加えること、加えて地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い規約改正の必要が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合同規約の一部変更についてご説明申し上げます。

ご承知のとおり、一部事務組合の共同処理する事務の変更、規約の変更につきましては、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないと地方自治法第286条第1項に定められておるわけでございます。また、同法第290条には、この協議については関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されております。今回、小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び組合同規約の変更がございますので、ご提案申し上げ、ご可決を賜ろうとするものでございます。

それでは、新旧対照表により変更内容をご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

まず、第3条の「組合の共同処理する事務」ですが、現行の第12号の「と畜場の設置及び運営管理に関する事務」を削除し、以下、号の繰り上げを行い、改正案の第14号「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務」を追加するものでございます。

まず、屠畜場の廃止についてですが、この施設につきましては昭和62年から広域が運営

し、当初は牛馬678頭、豚355頭の処理を行っておりました。それで、消費者への食肉の提供と地元畜産業に対して大きく貢献してきたわけですが、ご案内のとおり、スーパーマーケットの出店、地元飼育頭数の激減、またBSE、狂牛病でございますが、その対策を一因とした他の屠畜場、坂出の方なんです、の利用増大などにより、平成17年度の屠畜実績は、牛27頭というまでに激減をしておる状況でございます。このような状況を踏まえ、昨年の10月に実質の運営を行っておる小豆郡食肉事業協同組合より、屠畜場の廃止について何らの異議がない旨の申し出があり、今年度で廃止することになったものでございます。

14号の追加ですが、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまでの障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設する目的で、障害者自立支援法が平成18年4月1日に施行されております。

障害者が福祉サービスの給付を受けるためには、市町村に申請を行い、市町村に設置された審査会の審査及び判定に基づき、障害程度区分の認定を受けることが必要となってきます。18年度については、土庄町と合同の審査会を設けて実施してきたわけですが、19年度からは、介護保険と同様に小豆広域に設置することとなり、追加するものでございます。

次に、第6条でございますが、これは文言の整理でございます。

次に、第8条、第9条、それから10ページにあります第12条の変更ですが、地方自治法の一部改正があり、平成18年6月7日に公布されております。法改正の中身でございますが、第1に、市町村の助役にかえて市町村に副市町村長を置くものとする。それから、第2に、出納長及び収入役を廃止し、普通地方公共団体に会計管理者を置くものとする。第3に、吏員とその他の職員の区分及び事務吏員と技術吏員の区分を廃止し、一律に職員とすること。その他議会制度の充実に関する事項等がございます。この法改正に伴い、関連する第8条、第9条、第12条を改正案のとおり変更するものでございます。

次に、10ページの別表1の改正でございますが、先ほど説明いたしました屠畜場の廃止と障害者自立支援法に基づく事務の追加による別表1の変更でございます。審査会の運営に要する経費の負担割合を「審査及び判定件数割」とするものでございます。

施行期日は、平成19年4月1日となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第4号 小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う  
財産処分について

議長（中村勝利君） 次に、日程第9、議案第4号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第4号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆地区広域行政事務組合で共同処理する事務からと畜場の設置及び管理運営に関する事務を外すことに伴い、同事務に関する公有財産を土庄町に譲渡する財産処分を行うものであり、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 議案第4号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてご説明申し上げます。

先ほどの議案第3号に関連いたしております。小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務のうちと畜場の設置及び管理運営に関する事務が除外されることに伴いまして、屠畜場施設の建物及び物品の財産を処分しようとするものでございます。

処分する財産につきましては、木造建物といたしまして111平方メートル、非木造建物が、鉄骨スレート葺きでございまして228.56平方メートルの合計339.56平方メートル。物品といたしまして、ふ卵器、実験台、薬品棚、ルームクーラー、背割鋸、屠畜銃がそれぞれ1個でございます。

以上の財産を土庄町に譲与するものでございまして、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてのご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） この後、土庄に譲与した財産、建物、物品等については、後土庄の場合どのように活用するのか、処分するのか、その状況がわかればお伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 後の財産についてのご質問でございます。もともと土庄町が単独で事業を開始した経緯がございます。ということから、用途の土地についても土庄町の所有地でございまして、あとの建物と備品が少し残るわけでございます。備品につきましても、土庄町単独のものもあつたと聞いております。施設につきましては、食肉事業協同組合の冷蔵庫といたしますか、それもあるようでございまして、後の利用については、現在のところ食肉事業協同組合と協議中ということで聞いておるところでございますし、財産の処分につきましても、決算いたしまして、その後土庄町において管理をするということで聞いておるところでございます。

以上でございます。



議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第5号 土庄町小豆島町環境衛生組合規約の一部変更について

議長（中村勝利君） 次に、日程第10、議案第5号土庄町小豆島町環境衛生組合規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第5号土庄町小豆島町環境衛生組合規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、土庄町小豆島町環境衛生組合規約の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 議案第5号土庄町小豆島町環境衛生組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

平成18年6月7日、法律第53号によりまして地方自治法の一部を改正する法律が公布さ

れたことに伴い、組合の規約の一部を変更する必要が生じたために、またあわせて条文の整備を行うということで、地方自治法第290条の規定に基づき、土庄町小豆島町環境衛生組合の規約の一部を変更しようとするものでございます。

内容につきましては、規約新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第7条でございますが、「執行機関の組織及び選任方法」でございます。第1項の「組合に管理者、副管理者、及び収入役各1人をおく」となっておりますが、「、及び収入役」を「及び会計管理者」に、また「各1人をおく」が平仮名になっておりますが、これを漢字の「置く」に改めるものでございます。同条第3項では、「収入役は、関係町の収入役又は職員のうちから管理者が組合議会の同意を得て選任する」となっておりますが、これを「会計管理者は、関係町の会計管理者のうちから管理者が任命する」に改めるものでございます。

次に、第8条でございます。「補助職員」でございますが、「組合に吏員その他の職員を置き、管理者が任免する」となっておりますが、これを「組合に職員を置き、管理者が任免する」に改めるものでございます。

次に、第9条でございますが、「管理者等の任期」でございます。「管理者及び副管理者の任期は、関係町長としての任期によるものとし、収入役の任期は管理者の任期による。ただし、再任することができる」となっておりますが、これを「管理者及び副管理者の任期は、関係町長としての任期による」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、土庄町小豆島町環境衛生組合規約の一部変更についてのご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第5号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第6号 伝法川防災溜池事業組合規約の一部変更について

議長（中村勝利君） 次に、日程第11、議案第6号伝法川防災溜池事業組合規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第6号伝法川防災溜池事業組合規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、伝法川防災溜池事業組合規約の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 議案第6号伝法川防災溜池事業組合規約の一部変更についてご説明をいたします。

先ほどの議案第5号と同じく、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、伝法川防災溜池事業組合の規約変更にかかわる関係地方公共団体の協議が必要となったため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

変更内容につきましては、議案書15ページの新旧対照表にて説明をさせていただきます。

「執行機関の組織および選任方法」第7条でございます。「組合に組合長、副組合長および収入役各1人をおく」となっておりましたところを、「収入役」のところを「会計管

理者」に改正しようとするものでございます。同じく、同条3項「収入役は、関係町の収入役または職員のうちから組合長が組合議会の同意を得て選任する」となっておりましてところを「会計管理者は、関係町の会計管理者のうちから組合長が任命する」と改正しようとするものでございます。

「補助職員」第8条でございますが、「組合に吏員その他の職員をおき、組合長が任免する」を「組合に職員をおき、組合長が任免する」と改正しようとするものでございます。

「組合長等の任期」第9条、「組合長および副組合長の任期は、関係町長としての任期によるものとし、収入役の任期は、組合長の任期による。ただし、再任することができる」を、第9条、「組合長および副組合長の任期は、関係町長としての任期による」と改正しようとするものでございます。

なお、附則、この規約は平成19年4月1日から施行するというところでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第7号 平成18年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

議長（中村勝利君） 次に、日程第12、議案第7号平成18年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第7号平成18年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算（第4号）で追加補正をお願いします額は、1億4,969万4,000円でございます。補正の内容といたしましては、総務費マイナス627万円、土木費6,540万円、教育費9,056万4,000円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第7号平成18年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

16ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,969万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億530万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、いわゆる合併のあめの部分として、平成17年度末までに合併した市町村に対して、補助要綱、市町村建設計画に基づき、合併に伴って必要となる事業に対し、合併関係市町村の人口に応じて一関係市町村当たり6,000万円から3億円の合算額を市町村建設計画期間内に補助される市町村合併推進体制整備費補助金というものがございます。小豆島町には、建設期間である10年間で2億4,000万円が交付されることになっておるわけでございますが、今回国において、税収が景気拡大を背景にし当初予算を大幅に上回るようになったことから、今年度の補正予算により、国全体所要額の1,500億円の3分の2である1,000億円を確保したため、急遽1月中旬までに、各合併した団体に6割から7割を目安に要望を出してくれということになったわけでございます。

我が町につきましては、19年度予算で実施しようとしていた事業の中から選択をいたしまして要望を出しておいたところ、先般2億4,000万円の6割である1億4,400万円が内示されたため、補正をさせていただくものでございます。

この事業の実施でございますが、平成18年度は残すところわずかの期間しかございませんので、補助金を配分される市町村としても、当該年度中の事業の実施、完了は現実的に無理なことから、国におきまして、事業期間確保のため繰越明許を認めることとしております。本定例会の最終日に繰越明許費の補正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、補正予算の内容を別添の補正予算説明書によりご説明申し上げます。

5 ページ、6 ページをお開き願います。

歳入の補正でございます。

14款国庫支出金、2 項 5 目総務費国庫補助金、1 節総務費国庫補助金 1 億4,400万円、先ほどご説明申し上げました市町村合併推進体制整備費補助金でございます、内示額を計上いたしております。

次に、19款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金569万4,000円、今回の補正による一般財源の不足額をここで調整をいたしております。

以上、歳入の補正額合計は 1 億4,969万4,000円となっております。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

7 ページ、8 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項 7 目企画費、13節委託料627万円の減となっております。これは総合計画策定委託料の減でございます。この総合計画策定委託料につきましては、当初予算には全体経費の900万円を計上しておりましたが、ご案内のとおり、本計画の策定は18年度、19年度の2カ年で実施することになりましたので、18年度分273万円を残して差額を減額するものでございます。住民意向調査委託料の100万円の減につきましては、総合計画策定委託料の中に含め一本で契約しておりますので、あわせて減額しております。

次に、8 款土木費、1 項 1 目土木総務費、13節委託料6,500万円、これにつきましては、合併に伴い道路、河川台帳を統一して作成するためのものでございます。同じく、18節備品購入費40万円ですが、台帳管理専用のパソコンの購入経費でございます。

10款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、13節委託料900万3,000円でございますが、これは星城小学校体育館、安田小学校プール改修に伴う設計管理委託料と池田小学校の耐震診断委託料でございます。同じく、15節工事請負費4,288万円ですが、これは星城小学校体育館の改修工事、安田小学校プール改修工事に要する経費でございます。

同じく、3 項中学校費、1 目学校管理費、13節委託料46万5,000円ですが、池田中学校

校舎の外壁改修にかかわる設計管理委託料でございます。同じく、15節工事請負費664万7,000円ですが、池田中学校校舎外壁改修に要する工事費でございます。

同じく、4項幼稚園費、1目幼稚園費、13節委託料199万5,000円ですが、これは西村幼稚園と草壁幼稚園の統合に伴う両園の改修にかかわる設計管理委託料でございます。同じく、15節工事請負費2,957万4,000円ですが、上記と同様に、統合に伴う西村幼稚園改修工事、草壁幼稚園改修工事に要する経費を計上いたしております。

以上、補正予算総額は、1億4,969万4,000円の増となっております。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番森議員。

4番（森 崇君） あめの部分という表現をされました。合併に伴って、この10年間でよい町にするためにいろんな優遇措置があると思うんですけど、私の不勉強で、その特例債と言われることとか、きょうご提案があった部分についての、どういうふうにより分けて使う決断をされているのか。ちょっと僕は全く不十分なんで、あめと言われる有利な特例債とか、いろんな有利な貸し付けについて少し説明がいただきたいと。これほんで、どのぐらいの割合で、特例債の分でも3割償還とかありますんで、そのご説明をお願いします。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 先ほどご説明申し上げましたが、合併の財政支援措置につきましてはいろいろな制度がございます。例えば、先ほど森議員さんがおっしゃられた合併特例債、これは今の算定では54億円余り、それから特別交付税、それから普通交付税、それから先ほど説明いたしました合併市町村補助金、これが2億4,000万円ということで、いろいろとございます。そういう部分で今回合併に伴って必要となる事業、これについてその補助とするというような内容がございますので、そういうものを選択いたしまして、19年度で実施する事業の中からそういうものを選択いたしまして、県の方へ申請をしておったところ、一部は削除されたものがございます。その中で、先ほど申しました事業について、承認が得られ、内示をいただいたと、こういうことでございます。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 償還といたしますか、特例債3割ですけど、これはもう全額なんで

すか。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 補助金でございますので、もらってそれで終了ということでございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

7番安井議員。

7番（安井信之君） 西村幼稚園と草壁幼稚園の改修とありますが、どのように改修するのかお伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） まず、草壁幼稚園ですけれども、草壁幼稚園の改修につきましては、旧町からその改修計画の中には入っておったんですけれども、毎年度の予算編成の段階で先送りになっておったものでございます。内容ですけれども、屋根、シード防水全面張りかえ、それから外壁爆裂補修と全面塗装、それから内部改修ということで床の張りかえと、あとトイレの改修でございます。

西村幼稚園につきましては、統合の話をする中で地区公民館として利用したいという要望がございましたので、地区公民館として利用することにいたしておりまして、現園舎の内部の改修ということで1室を和室といたします。それから、トイレ、子供用ですから大人が使えるようにトイレを改修いたしますし、遊戯室にエアコンを設置をすることにいたしております。それから、公民館として利用できるように、現在倉庫も相当傷んでおりますので、公民館の倉庫として新しく建てかえる。それから、運動場の一部整備等々でございます。

以上です。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 西村の幼稚園を公民館としてということで、政策の見直しの中で公民館等もいろいろ考えていかんとというふうなことを言われておったと思うんですけど、その辺の整合性はどういうふうに考えておりますか。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 私方今質問の趣旨は、旧池田と旧内海の公民館のあり方ということでの質問かと思っておったんですけど、それでよろしいんでしょうか。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 公民館として三都公民館なりの人員なりも整理していかんといかんというふうなことを今回の見直しの中でうたっておる中で、新たな公民館というふうな形でやるのはどういうふうな考えのもとでそういうふうに行っているのかお伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 現在、西村公民館につきましては、公益の施設であります。勤労青少年ホームの1室を間借りをしておるといような格好でございまして、今回幼稚園の跡を使って単独の地区公民館として利用するというところでございます。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

午後は1時から再開をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第13 議案第8号 内海中学校校舎建設電気設備工事請負契約について

議長（中村勝利君） 次に、日程第13、議案第8号内海中学校校舎建設電気設備工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第8号内海中学校校舎建設電気設備工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

現在の内海中学校につきましては、平成18年11月の臨時議会におきまして、校舎建設工事の契約締結について議会の議決をいただいたところでございますが、今般電気設備工事の一般競争入札を行いました。つきましては、校舎建設電気設備工事の契約締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 議案第8号内海中学校校舎建設電気設備工事請負契約についてご説明を申し上げます。

電気設備工事につきましては、既に議会のご承認をいただいております校舎本体工事に付随する工事でございますけれども、業者の選定につきましては校舎本体工事、それから機械設備工事と同様に制限つき一般競争入札により行うこととし、去る12月21日に入札参加資格等の公告を行いましたところ、議案書20ページに記載のとおり株式会社カナックを含め、4社から参加申し込みがありました。先月の7日ですけれども、この4社により入札を行いましたところ、香川県小豆島町馬木甲852番地1、田中電気工事株式会社、代表取締役田中真一郎が1億1,508万円で落札をいたしました。

工期につきましては、校舎本体、機械設備、各工事と同様、今議会でご承認をいただいた後、町の指定する日から平成20年1月31日までとしてございます。

工事の概要についてでございますけれども、電線管、それからケーブル等敷設工事のほか、電灯、コンセント、受変電、非常用発電、電話、構内LAN、放送、テレビ、プロジェクター、警報器、火災報知機、太陽光発電等各設備となっております。

内海中学校建設に係る入札につきましては、校舎本体、電気設備及び機械設備、各工事に分けた分離発注とし、制限つき一般競争入札により行ったわけでございますが、昨年11月13日開催の議員懇談会、また12月定例会でご説明を申し上げましたように、入札参加

業者の電子ファイルの未提出、また入札執行官である私の判断の甘さもあまして、請負契約に関するご提案が各工事ごとに3回に分かれたものとなりましたこと、また電気設備工事につきましては新たに一般競争入札としたこともあり、今議会のご提案となりましたことを心から深くおわびを申し上げる次第でございます。

なお、建物に関する図面につきましては、昨年11月13日開催の臨時議会でご提案をいたしました校舎本体の請負契約議案に添付をいたしておりますので、本議案への添付は省略させていただきました。ご了承をいただきたいと思います。

以上、簡単ですけれども、内海中学校校舎建設電気設備工事の請負契約に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番森議員。

4番（森 崇君） 結果的には前回の契約の金額からすると随分安くなったと思います。長所もちろんあるんですけども、意見というか、くれぐれも手抜き工事なんかにならないように。例えば、池田の小学校のときに僕見に行ったんですけど、2本入れるべき鉄骨というもん、これが1本であったというふうなことを私は受けとめとんですけど、そういう意味ではこの前チェック機能は体制できてます言よりましたけど、例えば資材がこれだけ要るということがあれば、それがきれいに全部なくなるとおかしいと思うんですけど、そういうようなチェック機能というのは、安くなったからきつくするんもおかしい話なんですけど、そういう体制はさらにどういうふうを考えておられるのか、それだけ質問したいと思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 4番議員さんご心配される点ですけれども、現在でも既にやっておるんですけども、週1回私方の職員、それから奥村組さん、それから三喜工事さん、それから今回田中電気さんということで3社合同、それから施工管理を委託しておりますタカネ設計さん、毎週1回、木曜日ですけれども、打合会ということでやってございます。

今、議員さん言われるような点につきましては、タカネ設計さんの方から細かい指示があり、設計書に沿った形で現場が進むようなチェック体制は十分とれておるものというふうに思っております。私方の職員、坂東副主幹ですけれども、過去にも建築に携わってお

りますので、タカネ設計さん、それから私方の職員、一緒になって厳しくチェックをしていきたいというふうにも今後も思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） それで結構なんですけど、それでは今説明されたような体制というのは今まではしてなかったんでしょうか。今まではそういうばっちりした体制が、今までにほんなら手抜きがあったかというたら、これ失礼な話なんですけど、今までよりは改善された今の体制づくりですか。過去のですよ。

議長（中村勝利君） 助役。

助役（吉岡忠昭君） 4番議員さんのご質問にお答えしたいと思います、私も何かの会で申し上げたかも知れませんが、担当いたしました。そのときと同じような形で、そのときは入札は指名でやりましたんですが、今回は制限つき一般競争入札、より透明性を確保したということで。そのときもやはり大手が入ったわけなんですけど、今学校教育課長が申しあげましたように、工程会議は、これはもう週1とか5日に1回とか、これは必ずやります。ですから、現在今言われた体制自体で従来からしてないんかといったら、それはやっておりますが、やはり今回は3つに分割したということです、建築本体、それから電気、機械。やはり、それぞれの業者の一つの注目というんですか、監視というんもこれはあると思っておりますし、時代の現在の背景、それからまたトータル的にこの3つの請負工事を合算いたしますと、当初の予定よりか相当安く工事を落札したという衆目もありますんで、3つ合わせて77%ぐらいの数字でいっておりますし、注目をされております、いろんなことも言われておりますし。余計にその担当課としても、従来はそら週1の工程会議出ただけかも知れませんが、常時その辺へ監視をしておくということと、最近の検査等につきましては以前に比べまして相当きつく具体的ないろんな方法が出てきておりますので、もう断じてそういうことはないように。特に、この電気関係等につきましては、手抜きをするというのが一番しにくいんじゃないかなというような感じもいたしてございますので、議会の皆さん方にもいろいろご迷惑をおかけした経緯もございまして、特に我々この工事、手抜きのないような工事、子供たちに喜んで使ってもらえるような工事を全力、庁内挙げてやっていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） それぞれの入札業者の、田中電気工事株式会社除いての、入札額が幾らになってるのか伺います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 株式会社カナック、1億1,720万円。四国通建株式会社高松支店、1億4,950万円。株式会社中電工小豆島営業所、1億1,900万円。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

7番安井議員。

7番（安井信之君） 今回工事内容が変わって入札しとると思いますが、前回のキャンセル等になったというか、あの分のときの落札率と今回の率をお教え願いたいのと、それと前回書類の不備などで失格になった業者がどういう経緯で今回入札の方に参加できたのか。

また、いろんな面でマスコミ等でいろいろ言われておる中で、その辺のどういうふうな説明ができるのかというふうな形のことをお伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 多少長くなりますけれども、今回の内海中学校の建設に関する入札の経緯ということで、最初の一般競争入札から、ちょっと多少長くなりますけれども、経緯をまず説明させていただきます。

最初の制限つき一般競争入札ですけれども、11月9日に執行いたしました。その一般競争入札のうち、電気設備、両設備工事の入札では先ほども申し上げましたけれども、入札に参加しました地元業者の田中電気工事と中電工の2社が入札公告で提出を求めておりました電子ファイルを持参をしておりませんでしたけれども、事後提出を認めるということで入札を執行いたしました。地元の2業者が予定価格の制限の範囲内で一番低い入札金額でありましたので、この2業者を落札者といたしました。その後、県土木管理課とも協議をいたしましたところ、電子ファイルを持参しない入札は無効であるとの結論に至りまして、地元2業者の落札を取り消しをいたしました。

機械設備工事につきましては、予定価格の範囲内での入札がほかにもありましたので、2番目に低い金額で入札した者を落札者といたしましたけれども、電気設備工事については落札を取り消した1社のみが予定価格の範囲内での入札でありましたので、改めて入札を行う必要がございました。

この入札を行う方法をどうするかということにつきましても、県土木管理課とも協議をいたしましたけれども、再度一般競争入札で行う方法と指名競争入札の方法とがあり、どちらの方法でも行うことができるということでございました。ただ、制限つき一般競争入札で行うとなりますと、入札公告から入札までに相当の期間を要すること、また最初の制限つき一般競争入札において第1回目の入札無効者を除いて行う第2回目の意味合いということもありまして、無効となった田中電気工事を除いた7社で指名競争入札により行うということにいたしました。ただ、最初の制限つき一般競争入札の際には、落札金額を公表いたしておりましたので、同じ設計書を使って入札を行うことができないため、その設計書から一部の工事を除きまして、新たな設計書として改めて指名競争入札を行うというにいたしました。

最初の制限つき一般競争入札に参加した者のうち、入札を無効とした田中電気工事を除いた7社を指名をいたしまして、12月12日に入札を行おうとしましたけれども、入札前日までにその7社のうち4社が入札を辞退をしまいいりました。さらに、入札当日になりますけれども、もう一社からの辞退の申し出がありました。7社のうち5社が辞退をするという異例な事態となり、このまま入札を行いますと混乱を招くというおそれもありましたので、入札を延期することにいたしました。辞退した5社のうち4社の事態理由が、見積金額が厳しくて1回目の一般競争入札の入札金額まで下げられないということでありましたので、設計単価を見直す方が適切であるというふうに判断をいたしまして、指名競争入札の方も中止をいたしました。

その後の対応といたしましては、最後まで入札の意思のあった2社にできれば3社以上の指名業者を追加して、5社以上による指名競争入札にする方法と、再度入札公告を行い制限つき一般競争入札にする方法がありましたけれども、今回の入札参加資格要件を満たす業者を追加指名するということがなかなか困難であったこと、また建築工事の進みぐあいからして、制限つき一般競争入札をしても工事に余り影響がないということもありまして、県土木管理課とも協議した結果、設計単価を見直して新たに制限つき一般競争入札を行うということにいたしました。

新たな制限つき一般競争入札を行うに当たりまして、前回と同じ要件では最大で10社程度しか入札参加資格を有しないというふうに思われましたので、それからまた指名競争入札で辞退をした業者の参加申し込みがないということを仮定した場合に、参加者数が2社から3社程度になる可能性がありましたので、営業所の取り扱いを「県内に主たる営業所

を有する」という要件を「県内に営業所を有する」ということで12月21日に入札公告を行いました。

結果的には、入札参加申し込みがありましたのは、議案書に記載のと通りの4社で、その結果につきましては先ほどご提案のとおりでございます。

以上が今回の入札の経緯ということでございます。

それから、率ですけれども、今回の落札率ですけれども、今回の電気設備工事は71.65%です。前回ですけれども、前は99.04%でございます。

それから、設計書の見直しですけれども、2回目の指名競争入札にした際の見直しですけれども、一部工事ということで該当の校舎外の電気設備の工事一式を除外した設計書といたしました。

それから、今回の新たに行った制限つき一般競争入札では、指名競争入札に指名した業者の5社のうち4社が設計金額が厳しいということの申し出があり辞退の理由でございました。そういうことで、再度設計書を見直すということにいたしまして、見直したんですけれども、精査した結果、設計書そのものに違算があったりということはありませんでした。ただ、電線で4月単価から相当値上がりをしておりましたので、11月単価と4月単価では2割以上のアップがありましたので、その部分については金額を11月単価にした設計書にして一般競争入札を行っております。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

7番安井議員。

7番（安井信之君） マスコミ等でつかれた場合の対応策としてはどのようにお考えなのか、今の分ではなかったように思うんですけど、経過だけの説明だったように思います。

議長（中村勝利君） 助役。

助役（吉岡忠昭君） 7番議員さんのご質問にお答えしたいと思います。マスコミ等でと云々言われましたが、今教育課長から長々と説明いたしました。それで、特にこれは入札の結果がこういうふうな結果になりましたし、私たち想像するには、やはりこの工事、中学校の建築工事という大規模工事が最近にしてなかったというようなことで、今申し上げましたように、第1回やった失格した額と、今回と大幅に違っておるということは、やはり落札した田中電気、それからまた2番、3番の札も相当組み込んでますから、

やはり会社としての、想像するにはやはり実績が欲しかったのではないかなというふうに想像はできます。

と申しますのは、やはり今後学校建築云々等につきまして、耐震構造の建物がこれから順次出てくるということになってきますと、体制が今国、県の方向としては制限つき一般競争入札という方向になってきております。私は当初から、当町におきましてこれを採用したということにつきましては、よかったなと思っておりますし、そういうような制限つき一般競争入札になってきますと、過去の実績が何平米以上の学校建築に携わった者とかということが明確に列記されてまいりますので、やはりその会社自体の社運をかけたといえますか、将来を見据えた今回の入札結果になったのではないかなというふうに思いますし、特にマスコミ等から指摘されてもどうこう言う問題は一切ないということで、私たちは結果については満足をしておるところでございます。いろいろ議員の皆さん方にはその間の経緯についてご心配をおかけいたしましたことにつきましてはおわび申し上げたいと思っておりますが、正しい方法でやった結果がこういうふうになったということでございます。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

（助役吉岡忠昭君「それじゃ、ちょっと」と呼ぶ）

助役。

助役（吉岡忠昭君） それじゃ、7番議員さんの質問にちょっと追加で申し上げたいと思っております。

今回の制限つき一般競争入札に際しまして、今学校教育課長から申しあげましたように、電線類の単価を見直した結果、現実に設計金額が大分大きく変更になってございます。全く新しい設計書として解していただきたいと思っております。

また、最初の一般競争入札の入札無効理由が電子ファイルの未提出ということでございまして、悪質なものではないというふうに、県または私方も解釈をいたしてございます。

以上のようなことを踏まえまして、香川県土木管理課とも再三にわたり協議をした結果、今回の制限つき一般競争入札を執行するに当たりまして、入札参加を認めない法的な理由づけができないというふうな結論に至りまして、田中電気につきましては入札に参加させたという結果でございますので、よろしくご理解のほどお願いいたしたいと思っております。

以上です。



議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第 8 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 14、選挙第 1 号 香川県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について

議長（中村勝利君） 次に、日程第14、選挙第 1 号香川県後期高齢者医療広域連合議員の選挙についてを議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長（山本芳嗣君） 朗読でありますので、自席で行います。

選挙第 1 号香川県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について。

香川県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定に基づき、広域連合議員の選挙を行う。平成19年 3 月 2 日提出。小豆島町議会議長中村勝利。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 本案につきましては、去る 1 月23日、香川県後期高齢者医療広域連合から同連合規約第 8 条第 2 項の規定により、連合議員 1 人の選出依頼があったものであります。したがって、これにより香川県後期高齢者医療広域連合議員 1 人の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選により

行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

香川県後期高齢者医療広域連合議員に安井信之議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました安井信之議員を香川県後期高齢者医療広域連合議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました安井信之議員を香川県後期高齢者医療広域連合議員の当選人と決定しました。

当選されました安井信之議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第15 知事提出議案第1号 小豆島財産区議会設置条例について

日程第16 議案第9号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第17 議案第10号 小豆島町副町長定数条例について

日程第18 議案第11号 小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について

日程第19 議案第12号 小豆島町放置自動車の処理に関する条例について

日程第20 議案第13号 小豆島町中小企業融資条例の全部を改正する条例について

日程第21 議案第14号 小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を

改正する条例について

- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 小豆島町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 平成 1 9 年度小豆島町一般会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 平成 1 9 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 平成 1 9 年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 平成 1 9 年度小豆島町老人保健事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 平成 1 9 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度小豆島町水道事業会計予算
- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度小豆島町病院事業会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算
- 日程第 3 8 発議第 1 号 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 3 9 発議第 2 号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） ここでお諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第15、知事提出議案第 1 号小豆島町財産区議会設置条例についてから日程第39、発議第 2 号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第

15、知事提出議案第1号小豆島町財産区議会設置条例についてから日程第39、発議第2号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでを一括上程とします。

それでは、知事提出議案第1号から順次提案理由の説明を求めます。

最初に、日程第15、知事提出議案第1号小豆島町財産区議会設置条例について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 香川県知事提出議案第1号小豆島町財産区議会設置条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町におきましては、旧内海町にございました財産区について、地方自治法施行令第3条の規定により、内海町財産区議会条例を暫定施行して存続させてまいりました。しかしながら、暫定施行を長期間継続することは難しいので、新町での財産区議会条例制定の必要が生じました。つきましては、地方自治法第295条に基づき、小豆島町議会への香川県知事提出議案として上程するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 知事提出議案第1号小豆島町財産区議会設置条例についてご説明をいたします。

第1条にあります旧内海町内6財産区に議会を設置するものでございまして、事実上はこれまでどおりの形で継続をするものでございます。このうち、福田財産区につきましては、平成21年6月まで議員の任期がありまして、できる限り暫定施行を続けたいと考えておりましたが、国、県との見解の相違がございまして上程をされたものでございます。

本町といたしましては、町長から説明いたしましたように、地方自治法施行令第3条の規定によりまして、町長職務執行者からによって暫定施行して、これを福田の任期といたしますか、あとのできるだけ任期が満了するまで延ばしたいと思いましたが、国、県の方ではこれの暫定施行というか、この財産区が残ることについて合併特例法に規定がないじゃないかというようなことでの見解の相違がございました。

ということで、本町と時期を同じくした綾川町もこうやらざるを得なかったということでもございまして、本町だけ残るわけにもまいりませんので上程されました。

この件につきましては、昨年の暮れから各財産区議会と協議をいたしまして、それぞれ

ご理解をいただくとともに、この際定数を見直してはどうかというようなことも行っていただきました。その結果、西村が1名、苗羽が6名、福田が2名の定数削減をあわせてしております。

本条例の施行に伴いまして、現在の財産区議会議員は4月末をもって失職をいたしますので、5月1日の施行後、一斉に設置選挙が行われるということになります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第16、議案第9号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第9号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行されたことに伴いまして、関係する条例の一部改正は条例の廃止をするものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第9号地方自治法の一部を改正する法律に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げます。

改正地方自治法につきましては、午前中の議案の中でも企画財政課長からも丁寧に説明がございましたとおりでございます。この改正に伴います本町条例の一部改正または廃止でございます。

第1条から第3条につきましては、特別職に関する条例でございます。助役にかえて副町長を置くことになったための改正でございます。

第4条、第5条の税条例と手数料条例につきましては、吏員とその他の職員の区分。事務吏員と技術吏員の区分を廃止して、一律に職員とされたための改正でございます。

第6条につきましては、収入役が廃止されましたために事務兼掌条例を廃止するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第17、議案第10号小豆島町副町長定数条例について提案

理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第10号小豆島町副町長定数条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、助役にかえて副町長を置き、その定数を条例で定める必要があるため本条例を制定するものであります。

条例の内容につきましては、副町長を1名とするというものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第18、議案第11号小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第11号小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

行政機関における手続等をオンライン等により行えるようにするため、香川県におきましてはかがわ電子自治体システムを県と市、町が共同で整備、運営しております。県や他の市町と同様に、このシステムを利用して申請また届け出などの手続が行えるように条例を整備するものであります。

内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 内海統括室長。

内海統括室長（八代 豊君） 議案第11号小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、町の機関等への申請、届け出等を初めとする条例等に基づく手続について、書面による手続に加え、オンラインによる手続も可能とするために本条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容についてご説明申し上げます。

第1条は、本条例が行政手続オンライン化法の適用を受けない条例等に基づく行政手続のオンライン化を実施することができるようにするための共通する事項を定めるものでありまして、その制定目的は町民の利便性の向上を図ることと、行政運営の簡素化及び効率

化に資することである旨を規定しております。

第2条は、本条例で用いる用語 第1号から第10号までの規定、用語ですけれど  
の意義を定義づけしております。

第3条は、電子情報処理組織による申請等について、オンライン化可能規定、書面等み  
なし規定、到達時期規定及び署名等代替可能規定を規定しております。

第4条は、電子情報処理組織による処分通知等につきまして、オンライン化可能規定、  
書面等みなし規定、到達時期規定及び署名等代替可能規定を規定しております。

第5条は、電磁的記録による縦覧等につきまして、電子化可能規定及び書面等みなし規  
定を規定しております。

第6条につきましては、電磁的記録による作成等につきまして、電子化可能規定、書面  
等みなし規定及び署名等代替可能規定を規定しております。

第7条は、第3条から第6条までの規定が適用される手続等につきまして、当該手続等  
の性質等によって、よりオンライン化になじまないもののうち、条例に書面を意味する用  
語があるものを別表に列記し、それぞれ第3条から第6条までの規定を適用しないことを  
規定しております。

第8条は、手続等のオンライン化の推進を図るため、情報システムの整備等について町  
の努力義務についてを規定しております。

第9条は、町長は町民の利便性の向上のために手続等に係る情報通信の技術の利用に関  
する状況について公表することを規定いたしております。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行すると規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第11号の説明を終わります。よろしくご審議のほど  
お願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第19、議案第12号小豆島町放置自動車の処理に関する条  
例について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第12号小豆島町放置自動車の処理に関する条例について提案  
理由のご説明を申し上げます。

町内の公共の場所に不法放置されております使用済み自動車を適正かつ円滑に処理する  
ことで地域住民の生活環境の保全を図るために条例を制定するものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 議案第12号小豆島町放置自動車の処理に関する条例についてご説明申し上げます。

使用済み自動車の再資源化等に関する法律、いわゆる自動車リサイクル法が平成17年1月から施行されました。この法律は、自動車メーカーなど関連事業者の適正な役割分担とユーザーの料金の負担により、リサイクルと適正な処理を図ることが目的の法律でございます。

この法律の施行に連動いたしまして、県では同年2月香川県放置自動車の処理に関する条例を制定いたしておりますが、小豆島町におきましても同様の条例を制定し、公園、道路、その他公共の場所における放置自動車を適正かつ円滑に処理し、安全で快適な生活環境の保全及び地域の良好な景観の維持を図ることを目的に制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容をご説明申し上げます。

本条例は、全14条から成っております。

第1条につきましては、条例の目的。

第2条につきましては、自動車、放置等の言葉の定義を定めております。

第3条でございますが、放置自動車の禁止をうたっております、第4条では公共の場所の管理者の責務をうたっております。

第5条でございますが、放置自動車に対する警告書のはり付け、また調査を。

第6条では、放置された自動車の移動及び保管をうたっております。

第7条でございますが、放置自動車の所有者に対して勧告及び命令をすることができることとしております。

第8条でございますが、放置自動車を廃物に認定をするということございまして、第9条におきましてはその廃物と認定したものを処分する条項でございます。

第10条でございますが、放置自動車を処分した費用の所有者への請求でございます。

第11条でございますが、県への支援の依頼をうたっております。

第12条でございますが、規則への委任でございます。

第13条及び第14条でございますが、違反した場合の罰則規定をうたっております。



なお、附則といたしまして、本条例の施行を4月1日からするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、小豆島町放置自動車の処理に関する条例についてのご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第20、議案第13号小豆島町中小企業融資条例の全部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第13号小豆島町中小企業融資条例の全部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町中小企業融資条例に基づき行っております中小企業融資に関しまして、全国の信用保証協会の統一ガイドラインが示されたことにより、香川県との協調融資制度の改正がありましたので、本条例を全部改正するものであり、あわせて融資審査会を廃止しようとするものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（真渡 健君） 議案第13号小豆島町中小企業融資条例の全部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

先ほども申し上げましたけども、全国の信用保証協会における信用保証に関する統一ガイドラインが示されたことによりまして、香川県との協調融資制度の改正により、全文を改正するものであります。

条例の内容であります。第1条が目的の規定であり、第2条は用語の意義の規定でございます。

第3条は、町長は保証協会に対し原資を預託し、保証協会は指定金融機関に再預託するという規定であり、第4条は指定金融機関の責務として預託金の5倍の額の融資枠の設定、状況を毎月町に報告する規定であります。

第5条は、保証協会の信用保証に付す規定であり、第6条は融資の種類として別表で規定をしております。

第7条は、融資の対象の規定であり、第8条は融資を受けようとするものは金融機関を経由して町長に融資の申し込みをする規定であり、第9条は責務の連帯責任の規定でござ

います。

第10条は、保証協会及び指定金融機関の審査に基づき、町長が決定する融資の決定の規定でございます。

附則では、審査は事前に保証協会と金融機関が決算書や固定資産評価証明などをもとに行っており、事前審査で否決された案件は信用保証がつかないということで審査会にかかることはないことから、他町とも歩調を合わせまして保証協会と金融機関の審査結果をもとに町が貸し付け実行を決定する方法とするため、審査会を廃止する審査会規則の廃止を規定し、この条例の規則は平成19年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ですが、議案第13号小豆島町中小企業融資条例の全部を改正する条例についてご説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第21、議案第14号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第14号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

平成18年3月に公布されました人事院規則の改正に伴いまして、職員の休息時間が廃止され、国におきましては平成18年7月から施行されています。本町におきましても、県及び他市町と同様にこの休息時間を廃止するため本条例を改正しようとするものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第14号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

近年、公務員の勤務状況につきましては、民間準拠が一層求められておりまして、休息時間は民間企業の事務管理部門でほとんど普及しておらず、公務員優遇ではないかとの批判もありまして、休息時間を廃止して休憩時間で一本化するというものでございます。

45ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

地方公務員には労働基準法第34条の規定が適用されますので、1日の勤務時間が6時間

を超える場合においては少なくとも45分の休憩時間を置くことが必要でございますが、第6条第1項で休憩時間は1時間を基本とするものでございます。

第2項では、休憩時間を1時間とした場合において職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる規定でございます。

規則で定められるということで、この規則に定めますのは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、小学校へ就学している子を送迎する職員、要介護者を介護する職員、出勤または退勤時の交通機関を利用する時間が30分以上短縮される職員、妊娠中の女子職員で通勤を緩和する必要がある職員ということになっておりますが、これらはあくまでも特例措置ということでございます。

第3項につきましては、条文の整備でございますが、交代制勤務職員の休憩時間については従前の例によるということでございます。

第7条につきましては、休憩時間を廃止するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

なお、現在は午後0時から0時15分までと午後3時から3時15分までが休息时间。休息时间と休憩時間が合体した形の昼休みということにしております。香川県あるいは隣の土庄町につきましては、昼を45分にして午後5時15分までの現行どおりという考えをしておりますが、本町におきましては昼を1時間としまして、会社勤務の方々が5時半まであいておれば帰りに寄ることもできるかなと思いますので、昼1時間、5時半までということで職員組合に提案をしておるところでございます。

以上でご説明を終わります。

議長（中村勝利君） 次、日程第22、議案第15号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第15号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方分権時代におきまして、行政需要に対応でき、地域活性化に資する行政組織にするため、また分庁舎方式による事務の煩雑化、事務量の増加に対応できる効率的な組織にするため、本条例を改正しようとするものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申

し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第15号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

住民サービスの低下を招くことなく行政の執行体制をより効果的に行うために、不断の見直しが必要と考えておりますが、今回は47ページの新旧対照表の第2条にありますように、内海庁舎の総務部門でございます内海統括室を総務課に統合いたしまして、第3条の7号で情報化の推進及び情報管理に関する事項を総務課で分掌をいたします。また、出張所を関係する住民福祉課と窓口センターの管轄とするほか、窓口センターにあります建設課の業務を本課の建設課の方に統合いたしまして、農林水産と商工観光に分散しておりましたオリーブ全般を商工観光課に集中するというものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

なお、本条例とは別に規則の方でございますが、会計管理者の補助組織設置規則におきまして、出納室の分掌事務に収納対策に関することを規定いたしまして、いろいろご心配をいただいております未収金の問題、税、使用料、手数料の滞納、いわゆる債権の回収をそこで担当させるという考えにしております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 次、日程第23、議案第16号小豆島町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第16号小豆島町財産の交換、譲渡、無償貸し付けなどに関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本町における普通財産の譲与または減額譲渡に関し、その対象に公共団体を加えるため及び文言整備のため、本条例を改正しようとするものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第16号小豆島町財産の交換、譲渡、無償貸し付け等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

地縁による団体といたしまして、自治会の法人化が行われます。現に自治会で適正に山林をされております土地について、今後の地域福祉の向上に資するよう譲渡を行うことが、これまでもございましたし、今後も予想をされるところでございます。

そこで、51ページの新旧対照表にありますように、旧町では対象といたしておりました公共的団体が抜けておりますので、この自治会を想定いたしました公共的団体を追加して明記しようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第24、議案第17号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第17号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

平成18年10月の健康保険法が改正され、その中で特定療養費にかわり、保険外併用療養費が創設されたことに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 議案第17号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年10月から施行されましたが、その中で特定療養費が廃止され、保険外併用療養費に改められましたので、本条例についても規定の整備を行うものでございます。

改正につきましては、53ページの小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表の右側が現行でございます。第2条第4項、この条例において保険給付とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいうと規定しておりますが、アンダーラインを引いた箇所、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改めようとするものでございます。

以上、まことに簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

す。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

再開は2時10分。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 次、日程第25、議案第18号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第18号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

香川県後期高齢者医療広域連合からの加入依頼があったこと及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第18号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてご説明いたします。

56ページの新旧対照表をごらんください。町長から説明ありましたように、地方自治法の改正の関係でございまして、第8条、第9条関係は収入役の廃止、会計管理者の設置、吏員が一律に職員となった地方自治法の一部改正に伴う所要の改正でございます。

なお、57ページからの別表につきましては、それぞれ本年1月15日に設置されました香川県後期高齢者医療広域連合の加入により変更でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第26、議案第19号町道路線の認定について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第19号町道路線の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

新たに町道路線の認定を行いたいので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 議案第19号町道路線の認定についてご説明いたします。

今議会で提案をしております新規の町道認定路線は、整理番号4128番の別当川左岸線の1路線でございます。本路線は神懸通内の二級河川別当川左岸に香川県が平成19年度に整備します河川管理道路の区間でございまして、整備工事に先立って町道として認定をするものでございます。

整備工事に先立って町道に認定しようとする理由につきましては、香川県が河川管理道として整備できる幅員が3メートルが限度でございますが、当該地が都市計画区域内であり、地元からの要望も4メートルにしてもらいたいという強い要望がございます。それで、完成後は町道として管理することを前提といたしまして、幅員を3メートルではなくて4メートルで整備してもらうための1メートル分の用地買収費また舗装工事等の費用に相当する金額を町が道路改良負担金として県に支払いまして、香川県が幅員4メートルで整備を行おうとするものでございます。

なお、町負担の軽減を目的といたしまして、町の負担金全体を単独県費補助の町道改良事業として採択してもらいまして、負担金の35%相当額を県に補助してもらおうとするものでございますが、単独県費補助事業の採択には町道に認定されていることが必須要件でございますことから、今議会で町道認定の議決を求めるものでございます。

次に、認定しようとしている道路の位置と計画断面等でございますが、議案書の次のページに添付しております認定道路位置図、図面の方でご説明をいたします。

まず、位置と延長につきましては、平面図にオレンジ色で着色しております別当川左岸

沿いの延長167メートルでございます。具体的に申しますと、神懸通地区の県道寒霞溪公園線、俗に登山道路と言われております寒霞溪公園線沿いにあります高橋旅館のすぐ山手で、町道内海ダム線が内海ダムに向かって斜め左に分岐しておりますが、この交差点を内海ダムに向かって山手側へ約300メートル上がりますと、町道が別当川に隣接してまいります。今回認定しようとする道路は、この地点の神懸通字門原甲1649番地4を終点といたしまして、別当川の左岸沿いに下流へ下りますと、町道堀川橋線にぶつかります。その地点の神懸通字門原甲1595番地1を起点とする延長167メートルでございます。

次に、平面図の右上に張りつけております標準断面図で整備しようとする道路の標準断面をご説明いたします。

オレンジ色で着色しております部分が新たに道路として施行する部分で、河川側にガードレールを設置しまして、アスファルト舗装の路面部分が幅員4メートル、さらにその外側にコンクリートで路側用壁とL型水路を設ける計画をいたしております。

以上、わかりにくい説明かと思いますが、議案第19号町道路線の認定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第27、議案第20号平成19年度小豆島町一般会計予算について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第20号平成19年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

新年度一般会計予算につきましては、その大綱を先ほどの所信要旨の中で述べましたが、歳入歳出78億8,500万円の予算規模となっております。投資的事業関係では、内海中学校建設事業、改良住宅ストック総合改善事業、地域住宅交付金事業などを実施し、防災行政無線実施設計にも取り組みます。また、継続事業として道路、港湾などの県営事業負担金が必要な割合を占めております。

予算の内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、一般会計予算の後の特別会計など10の会計予算につきましても、議案第21号から議案第30号でご提案申し上げますが、国民健康保険事業特別会計では21億8,144万1,000円、診療所事業特別会計4,316万9,000円、老人保健事業特別会計26億3,139万



9,000円、介護保険事業特別会計12億5,683万3,000円、介護サービス事業特別会計7,448万円、介護予防支援事業特別会計1,223万2,000円、簡易水道事業特別会計4,670万3,000円、水道事業会計及び収益的収支で、収入が5億2,956万8,000円、支出の方が4億4,721万3,000円、病院事業会計では、収益的収支で収入が28億7,129万6,000円、支出が32億874万5,000円、介護老人保健施設事業会計につきましては、収益的収支で収入が3億247万5,000円、支出の方が3億1,385万4,000円となっております。一般会計も含めた合計額では、歳出が181億106万9,000円でございます。

特別会計の予算につきましても、それぞれ担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

企画財政課長（石田良行君） それでは、平成19年度小豆島町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成19年度本予算につきましては、例年のとおり各常任委員会において詳しくご審議がなされると思いますので、ここでは予算の重立ったものについて説明させていただきます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億8,500万円と定めるものでございます。第2条は、地方債の規定でありまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を6ページの第2表地方債のように定めるものであります。第3条は、一時借入金の規定でありまして、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。第4条は、歳出予算の流用の規定で、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等共済費にかかわる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

2ページから5ページまでですが、第1表歳入歳出予算でありまして、款項別の予算額となっております。重立ったものをご説明申し上げます。

予算書につけてお配りしております資料とあわせてお願いいたします。

まず、予算総額ですが、資料の1ページ、平成19年度一般会計及び特別会計予算額表をごらんください。

一般会計歳入歳出予算総額は78億8,500万円、国保会計など7つの特別会計、合計で62億4,625万7,000円、水道事業会計など3つの事業会計の収益的収支の支出額が39億

6,981万2,000円となっており、トータルで181億106万9,000円となっております。これは小豆島町のトータルの予算額ということでございます。

次に、予算書の2ページをお開き願います。資料も2ページをお開き願います。

第1款町税16億8,713万2,000円でございます。前年度と比較しますと、1億4,671万8,000円、9.5%の増となっております。増の要因でございますが、1項の町民税で、所得税の一部が個人町民税へ税源移譲されたことにより、1億4,102万4,000円の増となっております。これが主な要因でございます。

2款地方譲与税8,100万円につきましては、前年度より1億3,200万円、62%の減と大きな減となっております。これは先ほど町民税のところでも申し上げましたとおり、所得税の一部が個人町民税へ税源移譲され、19年度から所得譲与税が廃止されたためでございます。

3款利子割交付金860万円、4款配当割交付金610万円、5款株式等譲与所得割交付金460万円、6款地方消費税交付金1億7,600万円、7款ゴルフ場利用税交付金600万円、8款自動車取得税交付金4,100万円、これらにつきましては前年度と同額及び決算見込み額により計上いたしております。

9款地方特例交付金1,404万3,000円でございますが、前年度と比較して3,317万7,000円、70.3%の減となっております。これは1項の地方特例交付金で、恒久的減税が原則廃止されたのに伴い、地方税の減収の一部がここで補てんされていたものがなくなったため、大きく減額となっております。また、18年度から少子化対策の一環として児童手当の支給年齢の引き上げがあり、その財源手当として一部を地方特例交付金で見ることとなったもの、それから19年度からの0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額増額、これは5,000円がもう一律1万円になっておりますが、それに伴う地方負担額の増加分についてもここで措置をされております。

また、2項特別交付金、これは新設でございますが、685万9,000円、これにつきましては1項の地方特例交付金で説明いたしました恒久的減税の原則廃止により減収補てんがなくなったわけですが、個人住民税、法人住民税の一部で恒久減税が残った部分がございます。その影響額について、一定額を3年間国の方で措置してくれることになりまして、国から示されたものをここに計上いたしております。

10款地方交付税28億5,000万円ですが、これにつきましては国の地財計画によりますと出口ベースで4.4%の減となっておりますが、当町におきましては実績等を勘案いたしま

して、前年度と同額を計上しております。

11款交通安全対策特別交付金260万円でございますが、前年度と同額を計上いたしております。

12款分担金及び負担金 1億401万8,000円でございます。前年度と比較しますと598万1,000円の増となっております。これは2項負担金で、障害者自立支援法の施行に伴い、市町村が実施することになった地域活動支援センター事業の他市町からの負担金の増によるものが主な要因となっております。

次に、13款使用料及び手数料 1億9,264万2,000円ですが、前年度比1,139万8,000円の減となっております。18年度実績見込み額により計上いたしております。

14款国庫支出金 5億390万円、前年度比 1億8,816万4,000円、59.6%の増となっております。この要因といたしましては、1項の国庫負担金で児童手当負担金の増、それから内海中学校建設事業負担金の増があったこと、それから2項国庫補助金で、内海中学校建設事業交付金の増があったことによるものでございます。

次に、15款県支出金 4億9,920万1,000円、前年度比1,738万7,000円、3.6%の増となっております。これは1項県負担金で、国保保険基盤安定制度負担金の増があったこと、それから3項委託金で、個人県民税徴収委託金の増、それから選挙委託金の増、選挙につきましては県議会議員選挙、それから参議院選挙がございます。それによる増でございます。

16款財産収入2,475万7,000円、前年度比1,265万6,000円の増となっております。増の要因でございますが、まず1項の財産運用収入で852万7,000円の増となっております。これは各種基金利子について、18年度につきましては名目1,000円のみ計上しておりましたが、今年度は見込み額を計上したことが要因となっております。

2項財産売払収入で412万9,000円の増となっております。これは県営中山間総合整備事業の実施に伴い、町有地の買収費を計上したためでございます。

17款寄付金221万1,000円、前年度比135万2,000円の増となっております。これは池田内科クリニックのレントゲン修繕に伴い、寄付金を受け入れするための増でございます。

18款繰入金 4億9,998万1,000円ですが、前年度比 2億5,985万7,000円の減となっております。財源不足を補うための繰り入れである財政調整基金繰り入れが前年度比8,624万4,000円の減、それから減債基金繰入金が1億円の減となっております。これにつきましては、先ほど補正予算のところでもご説明いたしましたが、いわゆる合併のあめの部分と

して10年間で2億4,000万円交付されることになっていた市町村合併推進体制整備費補助金が、国の税収の伸びを背景に18年度に6割が交付されることになったため、19年度で実施する予定の事業を18年度、今回の補正に振りかえたための減ということが主な要因でございます。

それと、電子カルテ、内海病院に電子カルテの導入をやりましたが、その事業が完了したため内海病院整備基金の繰り入れが1億円の減ということになっております。

19款繰越金5,000万円、前年度比2,000万円の増となっております。これは改良住宅と改善事業国庫補助金が18年度で増額措置され、交付されることになっております。その額が19年度補助額から減額されるということになっておりますので、相当額を繰越金に計上したためでございます。

20款諸収入2億261万5,000円、前年度比867万4,000円の増となっております。これは県後期高齢者医療広域連合負担金の増、それから地域再生マネジャー事業助成金の増によるものでございます。これらにつきましては、18年度は補正対応していたものでございます。

21款町債9億2,860万円でございますが、前年度比2億2,450万円の増となっております。増の要因は、内海中学校建設事業債の増によるものでございます。この内海中学校建設事業債につきましては、合併特例債を適用しております。

以上、歳入合計78億8,500万円、前年度比1億8,200万円の増、率にして2.4%の増となっております。

次に、4ページからの歳出でございます。資料の方は3ページをお開き願いたいと思います。

1款議会費1億711万4,000円、これにつきましては議員報酬等人件費が主なものでございます。前年度比585万2,000円の増となっております。増の要因は議員さんの報酬と人件費が11カ月分から12カ月分にふえたための増でございます。

2款総務費9億2,781万2,000円、前年度比5,587万4,000円、5.7%の減となっております。減の要因でございますが、主に1項総務管理費での人件費の減、それから西城地区集会所建築助成金の減、それから合併対策費の減によるものでございます。

また、4項選挙費には香川県議会議員選挙費、それから参議院議員選挙費、財産区議会議員選挙費を計上をいたしております。

3款民生費14億2,303万3,000円、前年度比5,728万2,000円の減となっております。減の

要因でございますが、1項社会福祉費での老人保護措置費委託料の減、それから老人保健会計繰出金の減、それから介護保険繰出金の減、それと障害者福祉費での制度改正、実績見込み等による減が主な要因となっております。

2項児童福祉費では、前年比573万1,000円の増となっております。増の主な要因でございますが、新しい少子化対策として児童手当の拡充があり、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律1万円にすることになったため、それが要因でございます。

4款衛生費10億6,831万3,000円、前年度比1億3,693万7,000円、11.4%の減となっております。減の要因でございますが、人件費の減、それから内海病院の電子カルテ導入事業の完了による繰出金の減、これが主な要因でございます。

次に、5款労働費4,861万9,000円、前年度比148万2,000円の増となっております。増の要因でございますが、勤労青少年ホームの屋根改修工事の実施によるものでございます。

6款農林水産業費3億1,035万5,000円、前年度比2,476万6,000円の増となっております。増の要因でございますが、中山間総合整備事業における用地購入費、それから土地改良区合併推進補助金の増、それから園芸香川産地構造改革総合対策事業、オリーブネットハウスの実施による増が主なものでございます。

7款商工費1億9,097万4,000円、前年度比7,456万1,000円の減となっております。これは事業の完了による岬の分教場保存会補助金の減、それからオリーブナビ改修工事の完了による減によるものでございます。

8款土木費4億9,337万4,000円、前年度比3,670万9,000円の増となっております。増の要因でございますが、苗羽港船揚げ場附帯施設整備事業の実施、それから地域住宅交付金事業の実施、それから改良住宅等改善事業費の増、植松都市下水路再整備事業の実施によるものでございます。

9款消防費4億37万1,000円、前年度比1,828万4,000円の減となっております。これは主に小豆地区広域行政組合公債費負担金の減、それから消防用車両整備事業の減、防火水槽整備事業の減によるものでございます。

10款教育費18億2,280万2,000円、前年度比5億45万3,000円の増となっております。増の要因は、18年度から着工しております内海中学校建設事業費の増によるものでございます。

12款公債費10億8,450万8,000円、前年度比4,325万2,000円、3.8%の減となっております。減の要因でございますが、償還のピークが過ぎたための減でございます。償還のピー

クは小豆島町では14年度がピークとなっております。

14款予備費は500万円、前年と同額を計上いたしております。

以上、歳出合計78億8,500万円、前年度比1億8,200万円、2.4%の増となっております。

次に、6ページの第2表地方債でございますが、平成19年度中に計画しております事業に充当を予定しております地方債につきまして目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

最後に、資料の15ページ、16ページをお開き願いたいと思います。普通建設事業を掲げております。合計額で、16ページの方になりますが、15億208万5,000円、これ前年度比5億3,329万8,000円の増となっております。

以上、簡単ですが平成19年度一般会計予算の概要について説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第28、議案第21号平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について提案内容の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 議案第21号平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の7ページでございますが、第1条が歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額を21億8,144万1,000円と定めようとするものでございます。

第2条が一時借入金の規定で、借り入れの最高額を1億円と定めようとするものでございます。

第3条が歳出予算の流用の規定で、各項の経費の金額を流用することができる場合を保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とするものでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、8ページの歳入でございます。

1款国民健康保険税4億6,831万2,000円、前年に比べて85万8,000円の微増となっております。

2款使用料及び手数料8万円は督促手数料で、前年と同額でございます。

3款国庫支出金5億8,106万円、1項国庫負担金は3億9,196万5,000円で、前年に比べて967万円の増でございます。歳出の方で、保険給付費の増によるものでございます。

2 項国庫補助金は 1 億8,909万5,000円で、前年に比べて361万9,000円の増でございます。特別調整交付金のうち結核、精神分が約400万円ほどふえる見込み等によるものでございます。

4 款県支出金7,257万8,000円は前年より2,032万8,000円の減を見込んでおります。1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金578万8,000円は前年より180万6,000円の減でございます。

2 項県補助金6,679万円は前年より1,852万2,000円の減で、老人医療費拠出金の減等によるものでございます。

5 款療養給付費交付金 5 億5,802万7,000円は、退職者の医療費の財源となる交付金であります。歳出の退職被保険者等療養給付費が、被保険者数が前年より減となる見込みと 1 人当たりの療養給付費も減になる見込みで、1,236万円の減を見込んでおります。

6 款共同事業交付金 2 億3,010万円は、一般被保険者に係る高額医療費で、前年より 1 億9,488万5,000円の増となる見込みでございます。1 件当たり30万円以上の高額医療費が出た場合に、保険負担が全額補助となっています 8 万円を控除した額の59%が控除されるので、平成18年10月からの制度改正のため、平成18年度当初予算には計上していなかったためです。前年より 1 億9,488万5,000円の増となっております。

7 款財産収入134万4,000円は、基金利子でございます。

8 款繰入金 2 億6,913万9,000円は、前年より4,223万9,000円の増で、1 項他会計繰入金 1 億3,208万9,000円、保険基盤安定繰入金の増で、前年より380万8,000円の減でございます。2 項の赤字補てんをするための基金繰入金を前年度より4,604万7,000円増を見込んでいるためでございます。

9 款繰越金2,000円、10款諸収入78万9,000円は、前年より745万8,000円の減であります。高額療養費等出産育児一時金につきましては、国民健康保険法の改正により新年度から直接医療機関に振り込むことができるようになるために 3 項の高額療養費貸付金戻入で前年より450万円の減、出産費貸付金戻入で196万円減を見込んでいることによります。

以上、歳入合計21億8,144万1,000円で前年より 2 億1,536万8,000円の増でございます。

次に、9 ページの歳出でございます。

1 款総務費1,294万1,000円は、国保事業の管理的経費と徴税费、運営協議会費であります。前年より262万4,000円の減でございます。平成18年度には合併に係るデータの交換

業務などの電算委託料があったためでございます。

2 款保険給付費14億3,700万6,000円で、前年より6,015万6,000円の増でございます。一般被保険者数は前年より110人ほどの増加を見込んでいること、また一般被保険者1人当たりの療養給付費の伸びも願い出ることにより、1 項1 目一般被保険者療養給付費が前年より7,410万7,000円の増を見込んでいるためのものがございます。

3 款老人保健拠出金 3 億4,696万6,000円は、老人保健該当者の医療費として国保が負担する経費であります。平成14年10月から医療保険制度改正があり、対象年齢が75歳以上となったために老人医療受給者数が減少しております。前年より85人減の2,845人で、医療費拠出金も前年より3,336万1,000円の減を見込んでございます。

4 款介護納付金9,200万5,000円は、小豆島町国保が支払基金に納める介護納付金で、前年より260万円の減となっております。国から示された1人当たりの負担見込み額が前年より311円ふえたものの、介護保険第2号被保険者数が前年より34人減になる見込みであること、また前々年度介護納付金の精算などによるものがございます。

5 款共同事業拠出金 2 億3,010万3,000円は、高額医療費共同事業に対する拠出金で、歳入の6 款共同事業交付金と同額を計上させていただいております。

6 款保健事業費1,978万7,000円は、健康増進、医療費適正化などに充てる費用でございます。前年より273万4,000円の減となっております。高額療養費制度の改正により貸付金を前年より450万円減にしたことなどによるものがございます。

7 款基金積立金135万4,000円。

8 款公債費40万円、一時借入金利子でございます。

9 款諸支出金1,087万9,000円は、前年より91万5,000円の増。直営診療施設勘定繰出金が前年より91万5,000円増となる見込みによるものがございます。

10款予備費3,000万円、前年と同額でございます。

以上、歳出合計21億8,144万6,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第29、議案第22号平成19年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について提案内容の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 議案第22号平成19年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算についてご説明申し上げます。



10ページでございます。

第1条が、歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額を4,316万9,000円と定めようとするものでございます。

11ページをお願いいたします。歳入予算でございます。

1款診療収入3,668万1,000円は、外来収入で、前年より1,160万2,000円の減を見込んでおります。当浜、福田、吉田地区の診療対象地区人口が毎年減少しておりますこと、また介護保険による施設介護者の増加などにより、福田診療所の診療件数及び診療収入も減少しております。

2款使用料及び手数料2万円、健康診断等の文書料でございます。

3款繰入金626万7,000円は、前年より251万8,000円の増で、新年度で赤字決算が見込まれることから、赤字補てんのために一般会計から200万3,000円の繰り入れをお願いすることなどによるものでございます。

4款繰越金1,000円、5款諸収入20万円、薬品容器代等でございます。

以上、歳入合計4,316万9,000円で、前年より908万4,000円の減となっております。

次に、12ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費2,088万2,000円は、嘱託医師1名、嘱託准看護師1名、臨時事務員1名の人件費及び施設の維持管理に要する費用で、前年より610万6,000円の減でございますが、准看護師が平成18年度末に退職して、嘱託で再雇用することなどによる人件費の減などがございます。

2款医業費2,192万8,000円は、医薬材料費、検査委託料等で前年より277万8,000円の減を見込んでおります。

3款公債費25万9,000円は起債償還元金及び利子。

4款予備費10万円で、前年より20万円の減でございます。

以上、歳出合計4,316万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第30、議案第23号平成19年度小豆島町老人保健事業特別会計予算について提案内容の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 議案第23号平成19年度小豆島町老人保健事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

13ページでございます。

第1条が、歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3,139万9,000円と定めようとするものでございます。

14ページが歳入予算でございます。

1款支払基金交付金14億3,341万1,000円で、支払基金からの交付金、2款国庫支出金7億9,691万9,000円は前年より1億532万5,000円の減で、医療給付費の減によるものでございます。1項国庫負担金7億9,610万1,000円は医療給付費負担金と2項国庫補助金81万8,000円は適正化推進費補助金でございます。3款県支出金1億9,902万5,000万円、医療給付費負担金等、4款繰入金2億203万9,000円は一般会計からの医療給付費等繰入金、5款繰越金1,000円と、6項諸収入4,000円は名目予算でございます。

以上、歳入合計26億3,139万9,000円でございます。

次に、15ページが歳出でございます。

1款総務費361万7,000円は、一般事務の執行に要する経費、2款医療諸費26億2,777万9,000円は老人医療費の支給に要する経費で、前年より3億1,749万3,000円の減を見込んでおります。平成14年10月の医療保険制度改正により老人保健受給者数が毎年減少しております。平成19年度につきましては前年より151人減を見込んでおります。また、その他の医療保険制度改正によるものでございます。

3款諸支出金3,000円は名目予算でございます。

以上、歳出合計26億3,139万9,000円で、前年より3億1,939万3,000円の減でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第31、議案第24号平成19年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について提案内容の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 議案第24号平成19年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

16ページでございます。第1条が歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額を12億5,683万3,000円と定めようとするものでございます。

第2条が歳出予算の流用の規定で、各項の経費の金額を流用することができる場合を保険給付費の各項に計上した暫定予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれら

の経費の各項の間とするものでございます。

1 枚めくっていただきまして17ページが歳入でございます。

1 款保険料 1 億9,430円は 1 号被保険者に係る保険料で、被保険者数を前年より52人増を見込んでおることなどにより、前年より573万5,000円の増を見込んでございます。

2 款使用料及び手数料 4 万1,000円は保険料督促手数料等。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 1 億9,964万5,000円は前年より1,269万4,000円の減でございます。居宅サービス給付費の20%と施設サービス給付費では15%の額を計上しておりますが、居宅サービス給付費が前年より伸びているものの、施設サービス給付費と介護予防サービス給付費が大きく減っているための減でございます。

2 項国庫補助金は9,908万7,000円で、前年より1,178万5,000円の減で、保険給付費の7.5%と介護予防事業費の25%及び包括的支援事業費と任意事業費の40.5%を計上しております。

4 款支払基金交付金 3 億7,453万4,000円は、保険給付費と介護予防事業費の31%分を計上しておりますが、前年より2,245万8,000円の減を見込んでおります。保険給付費が減となる見込みによるものでございます。

5 款県支出金 1 億9,489万8,000円、1 項県負担金は前年より1,170万2,000円の減を見込んでおります。居宅サービス給付費の12.5%と施設サービス給付費では17.5%の額を計上しております。

2 項県補助金454万3,000円は前年より23万6,000円の増でございます。介護予防事業費の12.5%と包括的支援事業費、任意事業費の2.25%を計上しております。

6 款財産収入25万9,000円は介護給付費準備基金利子でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金は 1 億8,455万8,000円で、保険給付費の12.5%と包括的支援事業費、任意事業費の2.25%を計上しております。

2 項基金繰入金は890万3,000円でございます。介護保険会計の収入が不足する額を基金からの繰入金で補てんしようとするものでございます。

8 款繰越金1,000円、9 款諸収入60万7,000円。

以上、歳入合計12億5,683万3,000円で、前年より7,269万4,000円の減でございます。

次に、18ページ、歳出でございます。1 款総務費2,999万2,000円で、前年より27万5,000円の増でございます。

1 項総務管理費49万9,000円は介護保険を運営するための経費、2 項徴収費556万

8,000円は介護保険料賦課徴収するための経費、3項介護認定審査会費2,392万5,000円は、小豆広域事務組合で実施している介護認定審査会に要する経費と訪問調査や主治医意見書に要する経費でございます。

2款保険給付費12億10万円は、前年より7,509万2,000円の減を見込んでおります。各種の介護サービスを提供するもので、1項介護サービス等諸費10億5,640万円は居宅サービス給付費では通所介護と通所リハビリで稼働率の上昇による給付率の増加を見込んでいるものの施設サービス給付費で、介護老人福祉施設と介護療養型医療施設がともに事業計画を大きく下回る見込みのために介護サービス等諸費合計では前年より1,753万9,000円の減となる見込みでございます。

2項介護予防サービス等諸費5,590万円、前年より6,149万9,000円の減で訪問介護、通所リハビリサービス計画給付費などすべての項目で事業計画を下回る見込みとなっております。

3項高額介護サービス等費2,100万円は高齢者の負担が著しく高いものにならないよう、利用者負担額に上限を設け、強化部分に対して高額サービス費を給付するもので、前年より100万円の増となっております。

4項特定入所者介護サービス等費6,500万円は、平成17年10月から導入された介護サービスにおける食費及び居住費の自己負担化に伴い低所得者の施設利用が困難とならないように補足的給付を実施して、経済的負担の軽減を図るものでございます。前年より300万円の増を見込んでおります。

5項その他諸費180万円。

3款地域支援事業費2,614万円は、前年より212万3,000円の増を見込んでおります。

1項介護予防事業費817万6,000円は、前年より262万円の増で、生活機能の低下している高齢者を対象に心身の状態の悪化を防ぐために行われる事業でございます。

2項包括的支援事業、任意事業費1,796万4,000円は前年より49万7,000円の減。

4款諸支出金10万1,000円、過誤納還付金ほか。

5款予算費50万円。

以上、歳出合計12億5,683万3,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第32、議案第25号平成19年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について提案内容の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（谷本広志君） 議案第25号小豆島町介護サービス事業特別会計をご説明申し上げます。

19ページをお願いします。

議案第25号平成19年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。平成19年度小豆島町の介護サービス事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,448万円と定める。

次のページ、20ページをお開きください。

介護サービス事業特別会計は居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業の3つの事業を実施しております。居宅介護支援事業、ケアマネ部門ですが、池田と内海の両方においておりましたが、19年度からは1つの事業に統合いたします。

1 款サービス収入6,028万7,000円、1 項介護給付費収入4,932万5,000円、要介護認定者へのサービス収入でございます。内訳は、ケアマネジャーによる月122人分のサービス収入、ホームヘルパーによる月65人分の居宅介護サービス収入及び月20人分の訪問看護費収入でございます。

2 項予防給付費収入630万1,000円、要支援認定者へのサービス収入でございます。内訳は、ケアマネジャーによる28人分の居宅支援サービス計画収入、ホームヘルパーによる29名分の要支援者の日常生活上の支援サービス収入、それから訪問看護事業の介護予防収入でございます。

3 項自己負担金収入466万1,000円、訪問介護、訪問看護サービスを受けている利用者からの介護サービス費費用の1割の負担分でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料74万4,000円、介護サービス申請に対する認定調査の手数料でございます。

3 款寄付金、1 項寄付金4,000円、4つの事業所がございますので各1,000円置いております。

4 款財産収入、1 項財産運用収入6万円、財政調整基金の運用利子でございます。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金529万9,000円、居宅におきまして生活管理指導員派遣事業、障害者居宅介護支援事業、障害者等移動支援事業及び社会福祉法人軽減事業の利用者に対するサービス費等の一般会計からの繰り入れでございます。

6 款繰入金、1 項繰入金4,000円、各事業所に1,000円を置いております。

7 款諸収入808万2,000円、1 項収益事業収入807万8,000円、訪問看護事業の医療保険を利用した場合の療養費収入及び医療保険を使った場合の利用者の個人負担分です。利用者8 名分を見ております。

2 項雑入4,000円、穴吹学園及びニチイ学館等からのヘルパー研修、訪問看護実習の受け入れに対する収入でございます。

歳入合計7,448万円、前年に比べまして1,103万5,000円、率にして12.9%の減でございます。

制度改正による利用者の減が主な要因でございます。

次、歳出でございますが、21ページをお願いします。

1 款サービス事業費7,442万円、1 項居宅介護支援事業1,531万1,000円、ケアマネジャー部門の費用で職員3 名の人件費及び諸経費でございます。19年度から内海と池田を統合しますが、18年度と比べまして嘱託職員1 名の減となります。

2 項訪問介護サービス事業費3,785万3,000円、ホームヘルパー部門の費用でございます。内海では嘱託7 名、登録ヘルパー2 名、池田が嘱託ヘルパー5 名、登録3 名で行っております。合計嘱託ヘルパー12名、登録5 名分の人件費及び諸経費でございます。18年度と比べまして嘱託職員の1 名の減となっております。

3 項訪問看護サービス事業費2,125万6,000円、訪問看護部門の費用でございます。看護師2 名、准看護師1 名分の人件費及び諸経費でございます。

2 款基金積立金、1 項基金積立金6 万円、財政調整基金の利子分6 万円を積み立てるものでございます。

歳出合計7,448万円。平成18年度の当初予算と比較しまして、1,103万5,000円の減となっております。減の要因でございますが、職員の減による賃金の減額、それから諸経費の減額となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第33、議案第26号平成19年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について提案内容の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 議案第26号平成19年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

22ページをお願いします。

第1条が歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額を1,223万2,000円と定めようとするものでございます。

めくっていただきまして、23ページが歳入でございます。

1款サービス収入1,070万円は介護予防サービス計画費収入で、要支援1、要支援2の約300人のうち221人に介護予防サービス計画を作成しようとするもので、報酬単価1人1カ月4,000円と初回に限り1人2,500円を加算した額を見込んでおります。

2款寄付金1,000円、3款繰入金153万円はこの特別会計は赤字が予測されるために収入不足見込み額を一般会計からの繰入金で補てんしようとするものでございます。

4款諸収入1,000円。

歳入合計1,223万2,000円でございます。前年よりも608万3,000円の増でございます。

次に、24ページが歳出でございます。

1款サービス事業費1,223万2,000円は要支援者に対するケアプラン作成に要する経費でございます。地域包括支援センターの2人の保健師の人件費とリベラルサンシャインなどのケアマネに介護予防、ケアプラン作成を依頼するための委託料などがございます。

以上、歳出合計1,223万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

再開は3時25分。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時25分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次、日程第34、議案第27号平成19年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算について提案内容の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 議案第27号平成19年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

予算書の25ページをお開きください。

合併後の簡易水道事業につきましては、旧池田町、旧内海町の地区内で6地区に分散して施設がございますが、これらの施設を管理運営するための予算でございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を定めておりますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ4,670万3,000円といたしております。

第2条では、地方債の関係でございますけれども、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は別表第2表で表示をさせていただいております。

内容につきましては、26ページ、27ページの歳入歳出予算でご説明をいたします。

歳入といたしましては、第1款の使用料及び手数料といたしまして2,122万6,000円を予定をいたしておりますが、町内での簡易水道需要家約790件の水道使用料と開始、検査、修繕等の手数料でございます。

第2款の分担金及び負担金では、1件分の加入分担金として1万5,000円を計上をいたしております。

第3款の国庫支出金351万5,000円と第4款の県支出金140万6,000円につきましては、今年度当浜地区において石綿セメント管の布設がえ工事を予定をいたしておりますが、この工事に対する国、県からの補助金でございます。

第6款の繰入金992万2,000円につきましては、一般会計からの繰入金でございます、企業債の元利償還金の2分の1、施設改良経費のうち補助金、起債を除いた工事費の2分の1、福祉対策での水道使用料減免相当分、水質検査経費の全項目検査に係る経費などでございます。

第7款の繰越金は21万7,000円を、第8款の諸収入は雑入として1,000円を予定をいたしております。

また、9款の町債1,040万円は石綿セメント管布設がえに伴う町債でございます。

歳出の方でございますけれども、27ページをお願いします。

1款の総務費といたしましては、施設管理職員の給料、委託検針員の賃金、消費税及び地方消費税に充当するため780万円を予定をいたしております。

2款の業務費といたしましては2,775万8,000円を予定をいたしておりますが、浄水施設、配水管等の修繕料、水質検査業務の委託料、中山地区、当浜地区での施設改良工事費等でございます。

3款の公債費は1,104万5,000円につきましては、橘、福田、吉田地区の簡易水道施設改修に伴う起債の元利償還金でございます。

4款の予備費としては、10万円を予定をいたしております。

歳出合計は、歳入合計と同額の4,670万3,000円といたしております。



28ページの方へ、地方債の借り入れの内容を記載をさせていただいております。

以上、簡単でございますが、議案の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第35、議案第28号平成19年度小豆島町水道事業会計予算について提案内容の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 議案第28号平成19年度小豆島町水道事業会計予算につきまして別冊の予算書の1ページから3ページでご説明をいたします。

第2条では、業務の予定量を定めておりますが、給水戸数は6,300戸、年間の総給水量は248万6,000立方メートルの予定といたしており、1日平均では6,793立方メートルとなります。また、(4)の主要な建設改良事業といたしまして、(イ)の原水設備工事といたしまして100万円を予定しておりますが、道路工事等で導水管の布設がえに伴う工事費でございます。(ロ)の浄水設備工事2,117万2,000円につきましては、中山及び内海浄水場の施設と設備の改良工事費等でございます。(ハ)の排水設備工事費1億243万5,000円につきましては、かんかけ配水池の移転工事に5,800万円を、町内5カ所の老朽管更新工事に2,098万円を、また配水管移設、改良、拡張工事等に2,345万5,000円を予定をいたしております。

(2)の内海ダム再開発費の5,121万5,000円につきましては、担当職員2名分の給与関係のほかにダム下流の景観、修景ゾーンに関する周辺構想策定の委託料、ダム開発の県営事業に対する水道事業負担金などでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、第1款の水道事業収益として5億2,956万8,000円を予定をいたしております。

主な収益といたしましては、第1項の営業収益でございますが、町内での上水道需要家約7,050件の水道利用料、一般会計と小豆広域からの繰入金等で5億2,767万7,000円を予定をいたしております。

第2項の営業外収益につきましては、小豆広域施設の修繕工事費受託費、水道メーターの修繕差益等で189万1,000円を予定をいたしております。

一方、支出といたしましては、第1款の水道事業費用として4億4,721万3,000円を予定をいたしております。

主な費用といたしましては、第1項の営業費用として担当職員の給与、小豆広域からの

受水費、修繕費、有形無形の固定資産の減価償却費等で3億6,143万6,000円を予定をいたしております。

第2項の営業外費用といたしましては、小豆広域の運営負担金、起債の償還負担金、企業債の利息、消費税及び地方消費税等で8,187万7,000円を予定をいたしております。

また、第3項では特別損失といたしまして、過年度損益の修正損を360万円、第4項では予備費30万円を予定をいたしております。

次に、1ページから2ページになりますけれども、第4条の資本的収入及び支出でございます。

収入といたしましては、第1款の資本的収入として9,138万9,000円を予定をいたしております。内訳といたしまして、第1項の企業債は老朽管の更新事業と内海ダム再開事業での水道事業負担金の財源の一部として1,830万円を予定をいたしております。

第2項では、内海ダム建設事業に対する一般会計からの出資金といたしまして832万円を、第3項の補助金として内海ダムでの水道水源開発に対する国、県からの補助金1,525万3,000円でございます。

第4項の負担金は、内海ダム再開事業関連で、ダム下にありますかんかけ配水池の移転工事に対する香川県からの補償金で4,326万7,000円でございます。

第5項では、新規需要家の加入分担金として200万円を、第6項では長期貸付金の返還金として424万9,000円を予定をいたしております。

一方、支出といたしましては、第1款の資本的支出として2億5,449万円を予定をいたしております。内容といたしましては、第1項の建設改良費といたしまして、1億7,892万6,000円を計上いたしておりますが、内容につきましては第2条の方でご説明をさせていただきますので、省略をさせていただきます。

第2項の企業債償還金につきましては、これまでに借入れをした企業債の元金分7,456万3,000円でございます。

また、第3項では国庫補助金の返還金として1,000円を、第4項では予備費として100万円を予定をいたしております。

第5条の企業債でございますけれども、内海ダム建設事業の負担金、老朽管更新事業の財源の一部として起債の限度額、方法、利率、償還の方法等を定めたもので、内容につきましては起債のとおりでございます。

第6条では、一時借入金の限度額を1,000万円と定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費と交際費を計上いたしております。

最後になりますが、第8条では棚卸資産の購入限度額を800万円と定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第36、議案第29号平成19年度小豆島町病院事業会計予算について提案内容の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長（松下 智君） 議案第29号平成19年度小豆島町病院事業会計予算についてご説明いたします。

別冊の予算書の1ページをお願いいたします。

第2条が業務の予定量でございます。病床数は196床で変わっておりません。患者さんにつきましては、入院を年間5万8,400人、1日平均160人で見込んでおります。外来患者につきましては、年間11万7,600人、1日平均480人を見込んでおります。

主な建設事業につきましては、施設整備でボイラー設備の更新を予定しております。医療機器の更新では、エックス線透視装置、生化学自動分析装置などの更新を予定しております。その他合わせまして1億円を予定しております。

第3条が収益的収入及び支出の予定額でございます。

第1款病院事業収益は28億7,129万6,000円で、前年度当初予算に比べまして1億914万6,000円、率にしまして3.66%の減少を見込んでおります。

内訳といたしましては、第1項の医業収益は前年度に診療報酬改定がありましたので、診療単価は引き下げておりますが、患者数につきましては努力目標といたしまして、入院、外来ともに前年度並みを見込んでおります。したがって、入院収益は5.45%の減収、外来収益は1.20%の減収と見込んでおり、医業収益は26億5,450万4,000円となっております。

第2項医業外収益は他会計負担金の減少などによりまして、前年度に比べまして9.97%の減、2億1,679万2,000円となっております。

次に、支出でございますが、第1款病院事業費用は32億874万5,000円で、前年度当初予算に比べまして2,184万1,000円、0.69%の増加となっております。内訳としまして、第1項医業費用が診療材料費は減少となっておりますけれども、給与費の法定福利費の増加、減価償却費の増により29億9,540万4,000円で、前年度当初予算に比べまして1.06%の増加

となっております。

第2項医業外費用は、雑損失の減少などで前年度に比べまして4.35%の減、2億934万1,000円となっております。

第3項特別損失は、前年度と同額の200万円、第4項の予備費につきましても前年度と同額の200万円を計上しております。

以上のことから当年度の収益的収支は3億3,744万9,000円の赤字予算となっておりますけれども、このうち減価償却費は2億5,410万円となっております。

第4条が資本的収入及び支出の予定額です。

めくっていただきます、2ページの方でございます。第1款資本的収入は2億3,592万2,000円で、これは企業債の元金償還に対する一般会計からの負担金と整備費に充てる企業債でございます。これに対する資本的支出は3億3,237万4,000円でございます。これらの結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,645万2,000円は損益勘定留保資金で補てんしようとするものでございます。

第5条が企業債で、起債の目的は病院設備事業として施設整備や医療機器の購入に充てるものでございます。限度額は9,500万円、そのほかの起債の方法、利率、償還の方法等は表のとおりでございます。

第6条が一時借入金で、限度額を5,000万円と定めております。

第7条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与と交際費でございます。

第8条が棚卸資産の購入限度額を3億7,510万円と定めるもので、これにつきましては薬品など医療材料や給食材料の購入限度額でございます。

第9条が重要な資産の取得で表のとおり、機器等の更新を予定しております。

以上、簡単ですが、病院事業会計予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第37、議案第30号平成19年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について提案内容の説明を求めます。

介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（岡田弘彦君） 議案第30号平成19年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算についてご説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則であります。

第2条は業務の予定量でございます。利用定員は入所が70人、通所は20人であります。年間の入所者数は1日平均63人で年2万3,058人、通所者数は1日平均16人で年間3,936人を予定しております。

次に、主な建設改良事業の設備整備費は100万円で、備品購入を予定をいたしております。

第3条は収益的収入及び支出の予定額であります。

収入では、第1款第1項施設運営事業収益は2億9,701万6,000円、第2項施設運営事業外収益は545万9,000円を予定しております。

収益的収入の合計は3億247万5,000円で、前年比3.8%増となっております。

これは施設使用料改正及び新規事業の介護予防事業の取り組みによる増でございます。

支出であります。第1款第1項施設運営事業費用は3億71万6,000円。第2項施設運営事業外費用は1,213万8,000円で、企業債利息が主でございます。

第3項予備費は100万円を予定いたしております。

収益的支出の合計は前年比3,000円増の3億1,385万4,000円となっております。

第4条は資本的収入及び支出でございます。

予算書の2ページをお開きいただきたいと思っております。

収入の第1款第1項負担金は、一般会計からの負担金で、起債償還元金の4分の1の559万1,000円の収入を予定いたしております。

支出であります。第1款第1項建設改良費は、備品購入の100万円。

第2項企業債償還元金は2,236万4,000円でございます。支出合計は前年比9.9%減の2,336万4,000円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,777万3,000円は過年度分損益勘定留保資金1,777万3,000円で補てんいたします。

第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めたものでございます。職員の給与費1億7,156万5,000円と交際費30万円でございます。

第6条は棚卸資産の購入限度額を定めるもので、限度額は300万円でございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第38、発議第1号小豆島町議会会議規則の一部を改正す

る規則について提案理由の説明を求めます。

17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 発議第1号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について。上記の案件を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

平成19年3月2日提出、小豆島町議会議長中村勝利殿。

提出者、小豆島町議会議員浜口勇。賛成者、小豆島町議会議員井上喜代文、賛成者、小豆島町議会議員安井信之、賛成者、小豆島町議会議員植松勝太郎。

小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則。小豆島町議会会議規則、平成18年小豆島町議会規則第1号の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由をつけ、委員長が議長に提出しなければならない。第72条第2項中、「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

附則、この規則は公布の日から施行する。

提案理由として、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年6月7日に公布され、議会の充実に係る事項等は政令により11月24日に施行された。このことに伴い、本会議規則について所要の改正を行うものである。

次のページに新旧対照表を上げております。棒線を入れておりますので、確認のほどをお願いしたいと思います。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第39、発議第2号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 発議第2号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について。上記の案件を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

平成19年3月2日提出、小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、同安井信之、賛成者、同植松勝太郎。

小豆島町議会委員委条例の一部を改正する条例。小豆島町議会委員会条例（平成18年小豆島町条例第168号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書きを加える。ただし、閉会中においては議長が指名するこ

とができる。第7条第2項に次のただし書きを加える。ただし、閉会中においては議長が変更することができる。第12条第2項に次のただし書きを加える。ただし、閉会中においては議長が許可することができる。第19条中、「その他法令または条例に基づく」を「その他法律に基づく」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由として、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年6月7日に公布され、議会の充実に係る事項等は政令により11月24日に施行された。このことに伴い、本条例について所要の改正を行うものである。

次のページに新旧対照表を掲げております。棒線を入れておりますので、確認のほどをお願いいたします。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 以上で知事提出議案第1号小豆島町財産区議会設置条例についてから発議第2号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでの提案理由の説明は終わりましたが、これに対する質疑、討論、採決及び委員会付託は3月9日に行います。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は3月8日木曜日午前9時30分から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時57分